

特 14
P-49 105

200

丸山塚
名
龍政
著

憲法論
大日本帝國憲法講釋
全

波多野傳三郎跋
尚成堂發行

77 p 49

肥丸

塚山

名

龍政

敘著

憲

法

論

全

大日本帝國憲法註釋

波多野傳三郎跋

尚成堂發行

序

世界各國憲法政治ヲ行フモノ其數多シト雖其之レ
ヲ制定スルヤ概テ國家危殆ニ瀕シ官民ノ軋轢熾ニシ
テ慘劇ヲ演スルノ時ナラサルハナシ國旗ハ靄々タル
和氣ニ翻リ紅燈ハ國ノ八面ヲ照シテ不夜城ヲ現出シ
陛下萬歲ノ祝辭無數群衆ノ中ニ湧キ百一發ノ祝砲ト
共ニ芽出度憲法ヲ發布シタルハ他國ニ其例ナキ所ニ
シテ我國獨占ノ名譽ノミナラス東洋全体ノ國光ト謂
フヘシ謹テ帝國憲法ヲ閱讀スルニ其秩序ノ整然タル
人民ノ權利ニ重キヲ置キタル誠ニ敬服スヘキモノア
リ然リト雖法律ヲ制定スルヲハ易シ之ヲ成長セシ
メ充分ナル生活力ヲ有セシムルヲハ容易ナラス金科

玉條モ之ヲ用ユル人ヲ得サレハ其効能ヲ顯ハスヲ能
ハサルヘシ假令憲法アルモ之レ一片ノ紙憲法ペーパーコンスタツションタルノ
實ハ吾人カ往々歐洲諸國ノ政史ニ於テ觀ル所ナリ日
本帝國憲法ハ欽定ナリ此憲法タル國民德義ノ心ヲ以
テ之ヲ活用セハ英佛獨米ノ憲法ニ劣ラサル効蹟ヲ顯
ハスヲ難キニ非ルヘシ近日友人丸山名政氏憲法論并
ニ其註釋ヲ著シ序ヲ余ニ請フ依テ此言ヲ書シテ贈ル

明治廿二年二月

肥 塚 龍

例 言

- 一 此憲法論ハ一般ノ學說ニ基キテ筆ヲ下シタルモノニシテ日本帝國
憲法註釋ノ論旨トハ毫モ關係ナシ之レ註釋ハ法典ノ意義ヲ釋明ス
ルヲ目的トスルモノニシテ詳論ニ非レハナリ
- 一 我日本帝國ノ主權ハ 陛下ノ總攬シ給フ所ナルヲハ勅語並ニ憲法
ノ序文ニモ明ナル所ナレハ憲法註釋ヲ爲スニ當リテモ其心シテ筆
ヲ下シタリ讀者其意ヲ諒セヨ
- 一 此憲法論中間々余ノ舊著通俗憲法論ノ字句ヲ引用セリ之レ同一ノ
筆ヲ以テ同一ノ問題ヲ論述スルニ當リ避クヘカラサルヲナレハナ
リ

明治廿二年二月

著 者 龍

目 録

第一章 憲法の大意

第一節 國家

第二節 主權

第三節 法律

第二章 憲法の性質種類及各國異同

第三章 大日本帝國憲法



第一章 憲法の大意

代言人 丸山名政 著

憲法とは如何なるものなるや、曰く政府と人民との権利義務と規定したる法律を云ふ、アレンヌモ亦之れと同様の解釋を下せり、即ち曰く憲法とは政府及び國民の行爲を規定する至要の制度法律の總稱ありと、ブルンナリ曰く國家は憲法ありて始めて其全体の規則定まるを得、以て能く其權利を保存するを得るあり、故に能く其權利を明確にする者は、獨り憲法のみぞ、然らば則ち政權の妄用を防ぎ、人民の權利を明定するとは、憲法の目的にして主權の本分及び其活動を確定するとは、其本義と云はざるべからず、今之を論するに當り、先づ國家、主權、及び法律の意義を明かにせざるべからず、

(第二) 國家の意義

國家とは、法律上無形人たる資格ある一境土内の人的團體を稱するを以て、而して其人民は、言語、風俗、思想、宗教等、同一にして、多數人類の結合を以て、ならざるべからず、故に國家は、左の條件を具備することを要す。

第一 主權即ち最上不羈の權を有すべき事

第二 結合の人員僅少ならざる事

第三 結合の目的正當あるべき事

第四 結合の時間永久あるべき事

第五 若干の土地を所有すべき事

右五ヶ條の一を欠くときは、國家と云ふを得ざるあり、而して此要件を全ふするには、ブルンチャリーの云へる如く、國家は、有機體たらざるべからず、即ち人的の團體たらざるべからず、それ己の人的の團體あるか故に、公法上より云ふときは、一個人と同様に、權利を有すべく、又義務を擔ふとを得べきあり、要するに、國家は一個人と同じく、體軀及び意思を有せざるべからず、去れば全く主權を有せずして、他國の隸屬とある所の者は、國家と稱するを得ず、結合の人員三人若くは五人の少數ある時は、縱令他の諸件を具備するも、國家と稱するを得ず、彼の盜賊を行はんか爲に、結合するが如き不正の目的に出づる者は、國家と稱するを得ず、解散の期限あるか如き者は、國家と稱するを得ず、土地を有せずして海上に漂泊し、或は沙漠上に轉住する者の如きは、國家と稱するを得ず、スベ

ンサー曰く、國家は相互保護の爲に隨意に結社せし人ありと、ナスミツス曰く、國家は一地方の人民協同の力に因りて、各自相互の安寧を保護し、幸福を増進する爲に、結合せる獨立社會の謂ありと、ブルンチャリー

四

曰く、國家は猶ほ一大人身の如し、故に必らず不羈ならざるべからず、十分の威力を備へざるべからず、至高の位を占めざるべからず、唯一ならざるべからず、要するに、國家は必ず主權を掌握せざるべからず云々と、オースチン曰く、獨立政治社會(著者曰く獨立政治社會とは即ち國家の謂あらん)とは、其社會の大畧、共に明定せる一主權者を戴て、服従の習慣を成す事、及び其主權者は、他に明定せる長上を戴かざる事、との二件を備ふるにあり、簡畧に其義を述べれば、明定せる長上、他の相似たる長上に服従するの習を成さずして、其社會の大畧、其長上に服従するときは、其長上は其社會の中に主權者にして、其社會は(其長上を合して)之を獨立政治社會と云ふあり云々と、英佛兩國の學者は國家と云ふとに就ては、深く意を用ゐざる如くあれども、獨逸學者は之に就ては、實に精密なる研究を爲せり、之れ其國情の然らしむる所あらん、故にブルンチュリー

憲

法

論

の説く所尤も適切なるを覺ゆるなり

(第二) 國家の成立

抑太古、人民の未だ繁殖せざりし時に於ては、唯だ木皮獸毛を身に纏ひ、土窟巖陰を家と爲し、魚鳥を捕獲して、漸く生命を維ぐ所の蠻族のみあれば、固より何屋何兵衛と稱する名も亦く家も亦く、隨て社會と云ふものも、國家と稱するものも、亦かりしあり、其れより人智次第に開け、耕作牧畜等の業起るに従ひ、各地の言語、風俗、思想、宗教を同ふする人民相集合して、一部落を爲し、終に一社會を爲したり、始めの程は此部落と部落とが互に相争闘して、絶ゆる日亦かりしが、其中にて最も腕力の強き者が、弱き者を制服併呑して、自ら酋長若くは國王とあるあり、或は人民各自が強暴者を防がん爲めに、威徳あるものを推尊して、酋長と爲すあり、之を國家の起元となす、

憲

法

論

五

國家の起原に就き、或る學者は、之を社會の契約に成れりとあす者あり、或は神造に出づると爲す者あり、社會契約説を唱ふる論者の言に曰く、人民の始めて生ずるや、治者被治者の別なく、制度法律の設けあし、然れども世の變遷するに従ひ、人民公共のと起れり、是に於てか、各自の自由權利の一分を殺ひて、之を一人若くは數人に與へ、以て人民公共のことと司らしむることを約し、人民亦其命令に服従すべきことを約す、是れ即ち國家の起元ありと、余を以て之を見るに此説たる、歷史上より云ふも、理論上より云ふも、取るに足らざるあり、何とされむ、斯の如き契約は、如何なる人が、如何ある時代に、如何ある場所に於て、結びしか、歷史上毫も證據とすべき事蹟あきのみならず、斯の如き觀念は、決して道理と結び付くと能はさればあり、又神造説を主張する者は曰く、天地萬物は、皆上帝の創造する所あり、故に國家の如きも、皆之れ上帝の意思に依りて、成

立せし者ありと、之れ甚だ奇怪千萬の説あり、抑も世に果して上帝ある者あるか、天地萬物は果して上帝の創造に係るや否やは、宗教上の問題にして、余輩の知らざる所、國家の成立を以て、神意に出ると爲すが如き漠然たる事は、是れ皆空想に過ぎず、敢て多辨を要せざるあり、故に國家は、威力ある者若くは德望ある者が、制服若くは推尊によりて人民の首長とあり、其の争を判斷し、たるもの積んで習慣とあり、其威勢漸く盛大に赴き、遂に文武の大權を掌握するより起りし者あり、

(第三) 國家の目的

國家結合の目的は、正當ならざるべからざることば、國家の意義を述るに當りて、其要件の一に算入したり、國家の目的にして、正當ならざれば、其害や國を毒し民を病しめ、終に滅亡するに至るべし、其例證は古今内外の史上に明瞭ある所あり、偕て國家の目的は何故に正當ならざるべ

からざるかと云ふことを尋ねるには、先づ國家を結ぶ所の目的は何ぐにあるかと云ふことを知らざるべからず、蓋し國家を結ぶ所の有様即ち國家の成立は、前にも述べし如く、腕力の強き者智識の大なる者徳望の高き者等が、衆民を制服し若くは衆民の推尊に依りて、首長の置位を占領したるにて、當時必しも國家を結ぶ所の目的は、正當あるべしと明約したることもなく、又た其首長の職務は人民の安寧幸福を増進し、禍患災害を防禦するにありと約束したることもなく、唯た自然の勢にて、統治者とあり、被治者とありしことあれば、國家を結ぶ所の目的の如きは、其成立の當時にありては、未だ定まらざりしや明かあり、然らば則ち、國家を結ぶ所の目的は終に之れなきかと云ふに、決して然らざるなり、國家を結ぶ所の目的は、當時明かに定りしことなきも、人民各個天性自然の需用に於て、暗に其目的の定まりしや疑を容れず、

抑も國家の元素は、一人一個の人類あり、故に國家の性質目的を知らんと欲せば、先づ人類の性質目的を究めざるべからず、人類の性質目的にして、羈束威壓を喜び、自由安寧を嫌ひ、常に卑屈奴隸の悲境に沈淪するを希望する者あらば、國家の性質目的も亦た斯の如く斷定せざるべからず、若し又人類の性質目的にして自由安寧を好み、羈束威壓を嫌ふ者あらば、國家も亦た此意思を以て、結合せられたると知るべきあり、今人類の性質を究めんとせば、先づ之れより下等に位する動物の性質より、論究するを肝要とす、

抑も人類を除き、他の動物中に於て、最も知覺の優等ある者は獸類にして、鳥類蟲類之に次ぎ、魚介の如きは、最も劣等に屬するものあり、總て是等の動物は、唯た單一ある知覺を有するのみにして、毫も智識理想を有することなく、然れども、亦た此知覺に依りて、危害と避け安逸に就くこ

ぞを知れり、故に人の來て、之を捕へんとする者あるときは、夫の最も劣
 等の動物ある、魚介の如きすら、鱗を振ひ体を縮めて、水底に潜匿す、是れ
 抑も何の故ぞや、即ち魚介にも亦た危害を避けて、安逸に就くの性情あ
 るが故に、遁れて以て自ら衛るに過ぎず、魚介にして既に自己の危害を
 防禦するの天性ありとせば、萬物の靈長と稱する人類にして、豈に此性
 なきを得んや、蓋し他の動物が有する所の希望は、唯た肉体の快樂を得
 んとするに過ぎず、此快樂とても、唯た飲食、交接、逍遙自在等の數者に過
 きざれば、我々人類の眼より見るときは、實に憐れ果敢なき快樂ありと
 評すべき程あるも、尙此希望を妨害するに遇へば、彼れ身を奮つて之
 を脱せんとするあり、以て是等の動物も、自衛の天性と有するを知るべ
 し、人類が有する所の希望は、決して他の動物の如く、單一ならず、彼の飲
 食、交接、逍遙自在の快樂のみにあらざるあり、其肉體の快樂中にありて

も、種々様々の快樂あり、又其無形の快樂即ち精神の快樂に至ては、實に
 吾人々類の特有する所あり、是等の快樂は、人々に困りて、其種類度量を
 異にするも、快樂を受くるの一步も多からんを欲し、苦痛を受くるの一
 分も少からんを望むは、天下萬人一轍に出づる所の通性あり、人類已
 に此通性を有せりとせば、此性を伸達するの手段を求め、若くは此性を
 侵害せられざるの方法を講究するは、人類固有の性質と謂ふべし、之れ
 を要するに、人類の天性は、自由安寧を喜び、羈束威壓を厭ふものあり、故
 に此天性に反する所の法則は、人類の目的を達する手段にあらざるあ
 り、人類を支配するの繩墨とするに足らざるあり、
 人類の目的斯の如しとせば、人類より成立たる國家も、亦た此目的に反
 すべからず、故に余は茲に斷つて言はんとす、國家を結ぶ所の目的は、當
 初漠然として定まらざりしも、人類の天性既に快樂を好み苦痛を嫌ふ

者からば、國家は此目的に因りて結合せられたりと斷定せざるべからず、即ち國家の目的は幸福(快樂)を保ち、禍害(苦痛)を除くにあることを、記
 隠せざるべからず

故に、國家の一部分たる政府人民は共に此目的を以て規矩準繩と爲さ
 いるべからず、ルソーの社會契約説は、余斥けて之を取らざれども、彼
 れの言に、政府は元來人民の思想に依て、成立ちたるものあれば、之を稱
 して人民思想の反射と云ふも可なり」と云ふか如きは、強ち一抹に付し
 去るべからざる言あり、オーステンも亦た嘗て「人民の大畧現立の政府
 を厭惡せば、其政府は宜しく存立すべからざる者あり」との説を評して、
 「此説は幾んど是に庶からん、何とあれば、開明の民にして、其政府を厭惡
 する者は、之を以て政府眞に瑕疵ありと斷定するに足ればあり」と云ふ
 て人民の權利を認めたり、然れども氏は非開明の民、即ち無智未開の民

が、猥りに此權利を忘用するを恐れて、左の言を添へたり、曰く「然れども
 (中畧)各社會の民、未だ文化充足あるの地位に至らず、其民現立の政府と
 好惡するは、以て政府の善惡を定むるに足らざる者甚だ多し云々」と、是
 れ蓋し此權利を行ふべき社會に在て、之を行ふは、敢て不可とすべきに
 非されども、無智の暴民が、猥りに眞正無瑕の政府に對して、非常の攻撃
 を行ふは不可ありと云ふの趣旨あり、ブルンチェリは國法を變革す
 るには改正と、顛覆との二者あるを説き、且つ顛覆を非とし、改正の手段
 に依るべきを論じて曰く、「顛覆ある者、或は暴に國憲を殘敗し、或は暴
 に正理を毀壞する者あるが故に、決して法に合する者にあらず云々」と、
 然れども其末段に至りて曰く、「天下の公利公益、將に泯滅せんとするに
 至れば、己を得ざるの權利を施行し、以て切要の改革を遂げざるべから
 ず云々」と、デンマーク人ニールは、大に保守を旨とせる人にして、嘗

て佛國大革命の變を聞き、大に悲歎せしことありたれども、亦た己を得ざる事は敢て指令を知らず」と云ふ語を評して、苛酷殘虐の政令を受けて、恣に殺戮せられ、百方すれども、遂に免るゝこと能はざるに至れば、是れ實に己を得ざるの時と云ふべし」と云へり、以上諸學者の所説は、果して當れりや否やは知らざれども、要するに、國家は、各人一己にては、到底幸福を進め、禍害を除くと能はざるが故に、此目的を達せんが爲め、結合せられたるとは、充分證明し得らるべし故に、此意思によりて發達したる國家、此意思によりて編制せられたる政府は、社會の平和を保ち、人民の權利を護るとを職分とすへきは、當然のとあり故に曰く國家の目的は正當あらざるべからずと

第二節 主權

前節に於ては、國家のとを論し、且つ政府の職分は社會の平和を保ち、人

民の權利を護るにあることを述べたり、本節に於ては、此目的を達するの力、即ち主權に就て論すべし、抑も國家の目的は、自然に達し得べきに非ず、必ずや之を達するに足るの力あかるべからず、主權は即ち之を達するの力にして、此力は政治機關の中心とあるものあり、人の身体には頭腦ありて、全身を支配し、人の家には主人ありて、一家を統治す、國家に主權あるは、猶ほ人に腦力あり家に主宰あるが如し、リーパー曰く、主權ある語の國家に於るは、全能ある語の上帝に於るが如しと、主權は其國の最上地に位して、其尊嚴を保たざるべからず、其唯一を失ふべからず、若し主權にして、他に隸屬するか、又は分割せらるゝことあらば、其働は消失すべし、主權の所在如何と云ふことは、世の學者も、種々の議論を費せり、今其説の大要を擧げんに、第一説に曰く、如何なる政體を問はず、主權は人民に

あり、何とあれば民は國の本あればありと、第二説に曰く、主權は正理にあり、何となれば主權は常に正理に支配さるゝ者あればありと、第三説に曰く、君主政體の國に於ては、主權君主にあり、民主政體の國に於ては、主權人民にありと、此諸説皆非なり、請ふ簡單に其理由を述べん、第一説の駁議民は國の元素あり、民を棄て、國あるなし、民の意思は、法律の因て消長存廢する所以あれば、人民を以て主權の總攬者とすは、一應理あるが如くあれども、是れ主權の本質を解せざるの言あり、抑も人民各已は主權の元素にして、此元素の凝集し、一形體を爲して、働く者と主權とは云なり、主權は分散して用を爲す者にあらず、集合して用を爲す者なれば、(第一)其集合點あかるべからず、(第二)實際其働を爲すの力あかるべからず、然るに今主權人民にありと云ふときは、漠然として、其集合點を知る能はず、况んや其働を爲すの力をや、ホシユエー曰く、人皆

を欲する所を爲すを得可き國に於ては、一人として欲する所を爲すことを得ず、君主なき國は、人皆君主あり、人皆君主たるときは、皆な奴隷たらざるは、かしと、實に主權にして人民に在る者あらば、一國の政治は人民各已の意思に隨て、異とにせざるべからず、斯の如くにして、皆主權を有するの日は、皆な奴隷たるの日あらん、或は辭を爲して、主權人民にありと云ふは、人民各已に於て、之を分有するの故にあらず、人民より成立せる社會之を有するありと云はんか、社會が主權を有せりと云ふは、取も直さず、國家之を有せりと云ふの意は、歸着せん、國家之を有せりと云ふは、取も直さず、其國家を代表する政府之を有せりと云ふの意に歸着せん、政府と人民とは、其置位を異にせり、政府は人民を統治するの權力を有する者あり、人民は此權力に従ふべき義務を有する者あり、故に政府之を有せりと云ふときは、到底人民にありとの意に解すべからず、且

夫れ主權とは、一國統治の大權を云ふあり、人民は被治者あり、被治者に
して、統治權を有することは、萬々能はざる所なり、
第二説の駁議。主權とは集合して働く力を云ふ者あれば、正理にありと
は、取るに足らざるの論あり、何とされを正理ある語は、事物に與ふる名
稱にして、物を使用する力なき者あればあり、主權は正理を離れては、到
底成立するを得ざれども、正理其者は、直ちに主權と云ふを得ず、
第三説の駁議。第三説は、字義に拘泥して、其實を看破せざるの説あり、君
主政體と雖ども、必ずしも、主權君主に在りと云ふべからず、現に英國の
如きは、主權君主のみにあらざるあり、又た民主政體の國ありとて、主權
人民にありと云ふを得ず、其理由は、第一説の駁議に因りて知るべきな
り、
主權は、國家の至高權あり、統御權あり、故に主權は制法の權ありと云ふ

も不當に非ず、如何なる政體にても、制法の權を有する者は、主權者と
稱して可あり、君主專制國の制法權は、君主之を有するが故に、君主は主
權者あり、英國の如き立憲政體國の制法權は、君主と人民の代議士と、合
同したる國會に於て、之を有するが故に、國會は主權者あり、共和政體に
於て、國會之を有する時は、國會は主權者あり、外國と條約を訂結する權
を有する君主は、主權者あり、ウオルトン曰く、主權とは法律を制定する
の權力を云ふと、ブラックストン曰く、主權とは、法律を制定すると云
ふ意味を、顯はす者とすと、茲に主權を區別すれば、分れて二とあるべし、
第一は、國家と國家との間に起る權力にして、條約訂盟の如きは、此種に
屬す、第二は、國家と人民との間に起る權力、即ち國民と支配する權あり、
條約訂盟權の如きは、之を制法權と云ふを得すと、難するものあらんか、
決して然らず、既に條約を結ぶを得る以上は、公法上國際に關する制法

の全權を有するものと云ふて可なり、故に制法者は、總て主權者ありと論定して、差支あるべからず、

第三節 法律

法律は、國家組織上、一日も欠くべからざるものなり、而して憲法を論ずるに當りては、先づ法律の何物たるを明にせざるべからず、抑も單に法と云ふときは、之を廣き意味に解釋し得らるべく、社會百般の法則を包括したる總稱の如く聞ゆれども、法學上、吾人が云ふ所のものは、決して斯の如き廣漠たる意味を有するものに非ず、

法律と云ふ語は、羅句語にて「ジュス」と云ひ、英語にて「ロー」と云ひ、佛語にて「ドロー」と云ひ、獨逸語にて「レヒト」と云ふ、此等の語の意味に關しては、學者間に種々の説あれども、這是本論に必要ならざるを以て畧す、偕て法律とは、如何なるものありやと云ふに、オースチンは、法律は主權者

の命令ありと云ひ、ホルランドは、此定義に反對し、法律を以て主權者の命令なりとせば、習慣法の如きは、法律に非すと論定せざるべからず、何とあれば、習慣法は主權者の命令に非ざればありと云ひ、左の定義を下したり、曰く「法律は國家主權者の制裁すべき、外形上に於ける人類行爲の一般なる規則なり」と又メーンも、有名なる古代法律論に於て、法律は、必しも主權者の命令のみに基かざることを説けり、

偕て泰西の學者は、法律には、公法私法の別あると説けり、公法とは、國と國との關係、及び政府と人民との關係を、定め私法とは、人民間の關係を、定む此區別は、英佛諸國學者の唱ふる所にして、萬國公法、憲法、行政法、刑法、治罪法、訴訟法等を公法とし、民法、商法等を私法とす、然れども獨逸派の學者は、右の區別を非難し、國法、社會法、私法の三種に區別したり、即ち憲法、行政法、萬國公法等は國法に屬し、鐵道、電信、郵便、航海、營業、家族、結

婚、宗教、結社、集會、言論、人身の自由及び町村法等は、社會法に屬し、其他一個人と一個人の權利義務を規定し、各人の隨意に其權義を左右し得べきものを、私法とせり、此區別に従ふも、國法の中に、社會法を混入するところあり、即ち憲法中に、言論、集會、結社、宗教等の自由を規定するところあり、然りと雖も、社會進化の勢駭々乎たる今日に當りては、學理上公法私法の外に、社會法あるものあるとは、争ふべからず、故に英佛學者の如く、單に公法私法の二つに區別するは、當を得たりと云ふべからず、國法(公法)社會法私法の三者に區別する方、道理に適したる分類法なりと信するあり、

如何ある法律にてモ、制裁力なきものは、徒法と云はざるを得ず、例へば茲に人を故殺するものは、無期徒刑に處すべしと云ふ法條あり、之を犯したるものは、直ちに逮捕糺問の上、其法律通りの刑を裁判所より、言渡さるゝが故に、其法律も生て働くことを得るあり、行政法、刑法、民法、商法等に關する制裁の具は、總て備り居れども、萬國公法、憲法等の制裁は、仲々六ヶ敷とあり、今甲國が訂盟條約に背くも、乙國に於ては其違背の所爲を訴ふべき裁判所もなく、又之に施すべき制裁力をモ、容易に得ると能はざるあり、憲法とてモ、其明文の上には、随分精密に、政府人民の權限を規定するも、之を破りしものゝ中、制裁の直に伴ふものと、否らざるものとの別あり、人民の方にて、憲法に背きし時には、其制裁は直に來るべきも、政府の方にて、憲法に背きし場合には、制裁の伴ふときあり、伴はざるべきあり、英王チャールズ第一世や、ウヰリヤム第一世は、憲法に背きしとあれども、何人モ之に制裁を施す能はず、又施すの具を得ざりしが如きは、即ち其適例あり、然れども、チャールズ王が終に憲法違背の罪を以て罰されしが如き、ウヰリヤム王が國民に對し、權利法典を與へざるを

得ざるの場合に迫りしが如きは、皆有形無形の制裁として、見るべきものあり、是等は豫しめ、斯の如き制裁を施すべしとの明文ありしに非ざりしも、國民の勢力が、其制裁力とありたるものあり、萬國公法の如きも、尙更ら制裁すべき具をけれども、之と破りしものは、相手方よりは正理にて責られ、公法學者よりは尙更ら論難せられ、又は之を後世まで書き遺され、傍觀せる諸同盟國よりは、異口同音に其罪を鳴さるゝが如きは、多少破約者の制裁とあるに相違なき、然れども是等は確乎たる制裁として恃むに足らず、恃むべき制裁は、背法者を責罰すべき、定まりたる機關の存在する場合に限るべきあり、

第二章 憲法の性質種類及各國異同

前章に於て説明したる如くあるが故に、憲法の性質は、一部は國家法に屬し、一部は社會法に屬するものと決定せざるべからず、即ち主權の本

分及び其作用活動等を定めたる所は國家法に屬し、言論集會信教等人民の權利を確認したる所は社會法に屬するものあり、
憲法に國約と欽定との區別あり、之れは制定の仕方によつて分れし名稱なり、國約とは國民と政府と協議決定したるものにして、欽定とは帝王親ら其宜きを裁して發布せられしものを云ふ、日本憲法の如きは乃ち欽定に屬するものあり、憲法に成典憲法不成典憲法の區別あり、成典憲法とは條項を分ち順次に編纂したるものにして、佛獨、北米合衆國及び日本憲法の如きは是あり、不成典憲法とは習慣法、單行法等の漸次積りて憲法とありたるものにして、英國の如きは是あり、成典法と不成典法と、何れか利ありやと云ふに、諸學者各其利とする所を擧げて、論證すと雖も、成典法は政界の變遷に従ひ、時々改正するの便利少き替りに、一目瞭然として官民の權義を知るを得て、無用の爭議に時を費し、政府の抑制に

に遇ふの弊少あし、然れども、此二法の發達は國情に由來するものあるが故に、其利害の如きも、萬國を通して一定すると能はず、唯々大體に就て云ふときは、成典法は以上の利あるのみならず、人心を振起し政治思想を發達せしむるの益あるが故に、最も可ありとす。

一面より見るときは、專制政府の下にて、其政府を組織する綱領は定まり居るに相違なきを以て、是等の國にも憲法ありと云ふものあり、余の見る所を以てすれば、是等の國には唯た主權君主若くは貴族に在りと云ふ簡單ある一事丈けは確定せるが故に、此一事を除ては別に憲法と稱すべきものなし、前にも述べたる如く、憲法は主權の本分及び其作用活動を明示し、且つ人民の權利を確定したる根本法律あり、而して專制政體に於ては主權の本体及び活動は一に君主若くは貴族の總攬專有する所にして、政府の責任臣民の權利の如きは措て問はざるあり、故

に專制政體には憲法なきにあらずと雖も、其個條は頗る單一にして、學說上之を真正の憲法なりと稱する能はず。

故と以て、明確ある憲法を有する政體を名けて、立憲政體と云ふ、立憲の基礎定まりて始めて人民康福あるへく、從來の主治者も亦安全あるべきなり、此立憲政體と云ふ文字の中に、專制政體と云ふ意義を混有せざることを知る以上は、專制政體に眞の憲法なきとも益々明かあらん、

代議制度は、立憲政體と結び付きて分離すべからざるものあり、國會は即ち立憲政體の中心とある所のものにて、人民は議政權なく國會の制度存せざるに於ては、決して前述せる憲法の目的本義を顯章し、官民の福利を致す能はざるあり、何れの國と雖も、苟も憲法を確立する國に於て、國會の制なきとあらざるは之れが爲めあり、

法律にして制裁なきときは、動もすれば徒法に屬せんとするあり、憲法

には嚴格ある制裁者なく又制裁の具に乏し、故に憲法の活用は、偏に政治の徳義に由るあり、政府にして徳義に背き憲法を無視するとあらん歟、國民は之れを如何ともする能はず、愛國正義の士は唯た涙を飲んで痛歎し、血氣粗暴の徒は或は腕力に訴へて不平を漏さんとするに至るとあり、昔し英王ジョージの時有名ある大憲章を以て君民間の權利を確定し憲法の基址大に定まれり、該法の末章に曰く「朕以上、盟約する所のものは、毫も惡意を挿むこと、かく誠意誠心之を遵守すべきことを、全國の諸侯と共に盟誓するものあり、前書の證入の目前に於て、即位十七年七月十五日、グインドソルとステインとの間、ランチャーミードと稱する牧野に於て、朕自ら之れを全國諸侯に賜ふ」と、其後チャールズ一世此等の法を破て用ひざりしかば、英民は己を得ず權利の乞願と稱する書を捧げて、漸く其裁可を得たり、其書の末段に曰く「以上數項に記する所

は、臣等闔國の習慣法及び議定法に従ひ、臣等固有の權利自由として皇帝陛下に乞願す、臣等猶ほ伏して、敝聖文武ある皇帝陛下に對して乞願する所あらんとす、其餘項たる左の如し、以下畧す「刺答」朕爾等の乞願を嘉納し、國議院の會堂に於て、悉く之を批准し、將來之を遵守せんと誓ふ、と然るにチャールズ一世又た此憲法を破り、臣民の權利を蹂躪せしかば、英民終に起り憲法違背の罪を以て之を弑したり、其後セームス二世再び從來の憲法を破壊したりければ、英民之を逐ひ、和蘭のオランダ公ウィリヤムを迎立し、且つ有名ある權利法典あるものを制定して、漸く人民の權利を全ふしたり、チャールズ一世及びセームス二世は前代の憲章を遵守すべき筈あれども、毫も之を守らざるの時に至れば、英民は王の良心に訴ふるの外、訴ふべき裁判所なく、終に不吉不祥ある兵力に訴ふるに至れり、嗚呼又た悲ひ哉、

近時に至りては彼の不文曖昧にして動もすれば君民の軋轢を生し易き英國憲法すら、君民徳義の其中正を守るに因りて帝王の有する不認可權すら、女王アンの時より之を實行したるとかく、議院が有する彈劾權も、亦た殆んど實行されざるあり、畢竟英國の君王も人民も共に政治上に於ける徳義の重すべきを知り、人民も輕舉妄動するとかく、政府も亦た敢て人民に對し專恣を行はざるに職由するあり、之を譬ふるに憲法は猶ほ樹木の如く、道德は猶ほ培土の如し、樹木は培土によりて其生を保ち、憲法は徳義心によりて其効を見るあり、

現今歐米各國の有様を通觀するに、大概憲法を有せざるものなく、國民亦た自由の澤を被れりと雖も、其一大淵源と稱するは、一千三百年代に、英國の貴族がジョン王に迫りて制定したる大憲章に基けり、或は曰く、英國大憲章の根元は、遠く日耳曼人種中に存せりと、此時に當り、佛蘭西、

日耳曼、西班牙其他の諸國は、皆專制の制度にして、人民の權利自由は、英國の如く鞏固安全なると能はず、憲法てふ感想は夢にだも浮まざりしあり、然るに近隣ある英國人民が大憲章を得て、權利の保證を立てたるを見聞し、大に羨望の念を生し、各々氣を勵まし、或は英國の書を讀むもあり、或は英國に遊びて、自ら其政體を實見するもありたり、斯くて年月を経たる後英國の自由は、遂に海峽を越へて、歐洲の大陸に侵入し、再び大西洋を越へて米國に渡れり、方今西洋各國にて、共和政體と立憲政體とに論ち、皆憲法を制定して、國民の權利を保護するの城廓とあすは、畢竟其源を英國に酌みたるものあり、而して佛國憲法は、十八世紀の末葉、革命の時に創定したるものにて、現行の憲法を確定するまで、未だ百年からざるに、憲法を變換すると、大小十二回獨逸聯邦中普國は、千八百五十年に、憲法を制定公布し、獨逸聯邦は、千八百七十一年四月に制定し、

北米合衆國の憲法は、千七百八十七年特に召集したる憲法會議にて議定したるもの、即ち現行の憲法あり、伊多利現行の憲法は、千八百四十八年に制定せられ、墺地利匈牙利帝國は、千八百六十七年兩國合併以來、連帶の憲法を有し、和蘭王國現行憲法は、千八百四十八年に制定せられ、西班牙王國現行憲法は、千八百七十六年に制定せらる、各國憲法の性質異同を、一々叙述せんとするも、有限ある紙數の容さゝる所あるを以て、左に英國憲法の骨髓ありとて、クリシー氏が憲法史に記する所のものを擧げん、

(第一)英國政府は、貴族及び人民の代議士より、成立つ所の議院を召集し、且つ之れに詢議すべき責を有する、有限權力の世襲帝王に因て成立つ、

(第二)國會の議決おしには、何等の租税も課するを得ず、何等の法律

も、制定廢止改正するを得ず、

(第三)何人も擅に、罰金を課せられ、猥りに捕縛されざるべく、何人の自由及び財産も、妨害されざるべく、正當の裁判を経るに非ざれば、何人も罰せられざるべし、

(第四)陪審によりて審判せよ、

(第五)裁判を賣り、又は掩滯するを得ず、

第三章 大日本帝國憲法

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承ルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
 惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ

忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ循ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民あるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所と示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所あり朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるへし
朕は我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す
帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法として有効ならしむるの期とすへし將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要ある時宜を見るに至らば朕及朕が繼續の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるへし

朕が在廷の大臣は朕が爲に此の憲法を執行するの責に任すへく朕が

現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふへし

大日本帝國憲法註釋

第一章 天皇

立君政體の國に於て、憲法中主要の部分を占むるものは帝王あり、之を皇インペロレと云ひ王キングと云ふの別あるも、均しく國の元首にして、立法行政の大權を總攬するとは、各國憲法に通して、行はるゝ所の元則あり、之れ天皇に關するを、第一に掲ぐる所以あり、

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統ス

本條は、大日本帝國と統治するもの、何人たるを定めたるものにして、立君の大義、之れに依りて明確たり、殊に注意すべきは、萬世一系、云々の文字ありとす、世界は廣く、邦國は多しと雖も、二千五百有餘年間、一系の皇帝を以て、全國を統治したるもの、日本

を除て他に比類なき所とす、故に此萬世一系と云へる文字は、我日本帝國の皇統に屬する固有名詞にして、猶ほ英國の「ちうどる王統」すちあると王統、「はのばあ王統」と云ふが如し、唯た彼れは、屢々王統の變換あるが故に、殊に之を明記するの必要あり、我れは此事なきが故に、唯た萬世一系と大書したる所以なり、而して萬世一系と云ふときは、問はずして、我皇帝の系統を言ひ顯はしたるとは、日本臣民の明知する所あればあり、

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

皇位繼承は皇室に取りて重大の事ありとす、英國には皇位繼承律あり、其他の諸國に於ても、大概之を憲法中に記載すと雖も、日本に於ては皇位の事は之を憲法に載せずして、皇室典範中に記

載し、臣民をして之に干與せしめず、若し之を憲法中に加ふるときは、臣民の分として、皇室の私事に喙を容れ、却て皇室の尊嚴を瀆すものあるやも測るべからず、斯の如きことありては、眞に國家の一大事あり、又皇男子孫之を繼承すとあるが故に、女帝を立つるとは此憲法の認許せざる所あり、天皇成年に達せられざる時は第十七條にもある通り、皇室典範の定むる所に依りて攝政を置かるゝあり、

第三條 天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス

法律格合に曰く「國王は、人の、權力に、服従すべからず、唯だ、神と、法律とに、服従すべし」と本條は此の格言の前半より生したるものにして、臣民の分として神聖と犯すとあるべからざるの大義を定めたるあり、本條を演繹するときは、天皇は法律上無責任たる

とを意味するものあり、何とあれば責任を負はるゝ以上は之に背きし節は其制裁を受けざるべからざると以て、今其の神聖にして犯すべからざると、即ち制裁を受けざることを明示する以上は、其の無責任たると及び政治上一切の責任は國務大臣之に當ると明かさればあり、茲に於て國王は惡を爲さずとの格言も實際に行はるゝを得べきあり、

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ

憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第一條は日本帝國の國體を確定し、本條は天皇の國の元首たることを定む、國家に三大要部あり、第一元首第二立法第三行政に分るゝとはブルンチユリ等の説く所あり、天皇が本條以下に掲ぐる所の諸般の權利を行はせらるゝは、畢竟國の元首にして統治

權を有し給ふに因る、

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

協賛と云ふは如何なる意味ありや、我政府の手に成れる英文帝國憲法ありとて、外國新聞紙に掲ぐる所によれば、協賛と云へる所に承諾(Consent)ある字を使用せり、故に天皇は帝國議會の承諾を得て立法權を行はせらるゝものにて、議會に問議せずして御一人の御心を以て、法律を制定されざるを明定されたるものあり、故に天皇は法律不裁可權を有せらるゝも、帝國議會の承諾を経ざれば、一の法律も制定し給ふと能はざるなり、

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

之れ所謂る法律認可權並に行政權を明定したるものあり、本文に法律を裁可し云々とある以上は、其反對に不裁可權を有し玉

ふと勿論あり、立君代議政體に於て、國王が法律不裁可權を有せらるゝは、萬國の通規あり、唯た之と有せらるゝも、之を使用すると屢ならず、人民の心を以て大御心とさるゝ以上は、一國の康福此上あきとあり、而して其の此に至る所以のものは、議會に於て其議決を愼み、時勢人情に背馳する空漠たる議論を主張せざるを勉むるにあるあり、行政權は天皇の有し玉ふ大權されども、之れは天皇親ら其事に當らるゝに非ずして、國務大臣をして其局に當りて、各々責に任せしめらるゝあり、

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

議會は自ら成立するものに非ず、必ず之を召集し開會するものあかるべからず、既に之を開きたる上は之を閉つるものあかる

べからず、議會の都合により又は其論說國の安寧に害ある如き場合には或は之を停會し或は之を解散するものゝかるべからず、之れ即ち國の元首たるもの、有する權力の致す所とす、殊に衆議院は人民の代議士にして、其の意思を代表すると勿論、亦れども、時としては却て人民の意思に背く議決を爲すとあしとせず、此場合に於ては、議院を解散し議員を改撰せしめ更に人民の意思に訴ふるあり、之れ國家の命脈を維持するが爲めには止を得ざる處置ありとす、

第八條

天皇ハ公共ノ安全ヲ保維シ又ハ其ノ災厄ヲ

避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ

場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出ス

ヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ

將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘ

シ

帝國議會は一年中開會するものに非ず、其閉會中本條に云ふ所の緊急必要の場合に遭遇するときは、臨機の所分を以て、勅令を發するを得るあり、然れども立法權は固と帝國議會の協賛により天皇之を行ひ給ふものにして決して、上御一人の御心を以て行はせらるべきものに非ざるを以て、第二項に於て、該勅令を次の帝國議會に提出すると定め、若し議會に於て之を承諾せざれば、政府は其効力を失ふ旨を公布すべきと定めたり、之れ實に當然のとありとす、但し將來に向て云々であるが故に、既に經過し來りたる効力は依然存在すると勿論あり、

第九條

天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルヲ得ス

前條は勅令を發する權を定め、本條は命令を發するの權を定む、勅令は臨時法律に代りて發するものおれども命令は法律の範圍内に於て發す、之れ其の異なる所とす、

第十條

天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第一行政の大權は天皇の總攬し給ふ所おれば、其官制を定むる

第十一條

天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

も亦た其權内に在らざるべからず、但し司法立法の諸部は國家重要な機關にして、此憲法又は他の法律に明定せらるゝを以て、天皇に於て之を左右されざるなり、○第二文武官の俸給を定むると、及び之を任免すると、國の元首たる天皇之を行ひ給ふは當然あり、○然れども但書を以て、此の憲法又は他の法律に特例と掲けたるものは、各々其條項に依ると定む、則ち司法の部に(第五十八條)裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て任ず、裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、其の職を免せらるゝとなしとあるが如き、第七十二條第二項に會計検査院の組織及職權は、法律を以て定むとあるが如き是あり、

本條は元首の特權に屬するものにして、立君政體に於ては各國

皆然らざるかし、

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十條に天皇が行政各部の官制を定むるを規定したるは天皇は、行政の首長あるに由るものにて、本條に天皇が陸海軍の編制及常備兵額を定むるは、天皇は陸海軍の最高命令權（最高命令權）を有するに由る、何れも其首長となりて特權を施すに當りては、之に従ふ諸般必要の編制規則并に處分を爲すは、當然のことありとす、

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ

締結ス

天皇は國の元首にして、且つ陸海軍の統帥者たれば、宣戰講和の權を有す、若し此權を舉げて、帝國議會の全權に附するときは、一國危急の場合に臨みて、應變の處分を施す能はざるの懼れあり、

○後段の諸般條約（諸般條約）を締結するの權を、各國共に國王に歸するは、對外の主權は皆國王が代表するに由る、

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴するの權は、陸海軍統帥權、及び宣戰權の例に屬するが故に、天皇之を有し給ふ、然れども其要件及効力は法律に依るべし、妄りに此權を使用するときは、人民の安寧に害あるを以てあり、我邦の戒嚴令は、明治十五年八月五日、第三拾六號布告を以て定められたるもの、即ち現行の法律あり、

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他ノ榮典ヲ授與ス

之れ國の元首たる天皇の特權あり、各國の帝王皆此權を有するは、他亦し尊嚴ある帝王は、則ち榮譽の泉源たりとの原則に基けばなり

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

之れ亦た國家元首の有する特權たり、元首が此權力を有するとに就ては、法律學上種々ある議論ありと雖も、要するに元首が是等の恩典を與ふるは、立法上避け得べからざる欠點を補ひ、法律と正理との抵觸を防ぐの効あるに由る、第一大赦は、犯罪事件を遺忘せしむるものあるを以て、公訴權及刑罰執行權を消滅す、第二特赦は、治罪法第六編第三章に定むる所に依るべきものにて、囚人に對し確定したる刑の全部、若くは一部を免するものあり、第三減刑の場合には治罪法中に定めあしと雖も、畢竟裁判の欠點を補ふの主義に基くものあるべし、第四復權は、刑法第一編第二章第八節治罪法第六編第二章に基き行ふべきものなり、大赦によりて免罪を得たるものは、直ちに復權を得べきも、特赦により

て免罪を得たるものは、赦狀中記載するに非れば復權を得ず、

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

天皇成年に達し給はず、又は久しきに亘る故障あるときは、攝政を置くとは皇室典範の定むる所とす、而して攝政は天皇の名に於て元首の大權を行ふ、蓋し國家統御の大權は一日もあかるべからざるに由る、法律格言に國王は死せず、とあるは、則ち國王の玉體は假令崩殂し給ふとあるも、皇位は一日も空虚あるとあるべからざるを云ひしものにて、攝政が天皇の名に於て大權を行ふは、此理に基くものとする、

第二章 臣民權利義務

本章は臣民の權利義務を規定したるものにて、吾人が最も貴重

する言論、集會、家宅不侵、信教、人身等の自由は皆本章を待て定まるあり

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ

依ル

日本臣民たるの要件とは如何あるものか假令ば日本國の民籍に於てある事服従の義務を有する事兵役に出る事國費を分擔する事等を云ふものあり是等は皆法律の定むる所に依るべきものあり

第十九條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ノ資格ニ應シ

均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就

クヲ得

法律に定むる所の資格とは假令ば文武官登用には夫々の規則

あり此資格ありたる上程規の試験を経て始めて其職に任せらるゝを得るあり其他の公務とは府縣郡市町村の名譽職國會議員等を云ふ

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ

義務ヲ有ス

國家戰難の時に當りては國民たるものは進んで之を防禦するの義務あり然れども老幼男女の區別なく此義務を負ふことは實際能はざる所あれば徴兵令の定むる所に從ふて其義務を負ふべき種類の人を定むるあり

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅

ノ義務ヲ有ス

國家の命脈を維くには一日も經費を欠かすべからず臣民たるも

のは、國の元素あれば、此經費を支拂ふべきは論を待たず、但し、法律の定むる所に従ふとあるが故に、其職業及貧富の差に由りて納税の多寡有無に差あるは之れ亦論を待たず

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及

移轉ノ自由ヲ有ス

日本臣民は居住及移轉の自由を有すと雖、法律の規定即ち戸籍法其他轉住規則等には従はざるべからず

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕

監禁審問所罰ヲ受クルコトナシ

之れ人身保護の要件たり、然れども、本條は漸次に創定されたるもの非ずして、明治十五年より實施したる治罪法に於て既に此事を規定しあり、故に眞に人身保護の實を致さんとせば、治罪

法の規定を精確とあし、執法者をして能く之を了解せしむるあるあり、然れども、單に治罪法のみ逮捕、監禁、審問、處罰の事を記載するも、之れ唯た、治罪の順序手續として、定めたるものにて、人身保護を主眼として、定めたるものに非ざるが故に、治罪の必要上時に、或は臨機の處分なき能はず、既に本條を設け、法律に依るに非れば、と明記する以上は、議會の協賛を経て、嚴密ある法律を制定せざる以上は何人も人身の自由を害するを得ず、吾人は之を一部の人身保護律として、敬重せざるべからず

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判ヲ受ク

ルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

適法の裁判を受くるは臣民の權利たらざるべからず、裁判官の資格なきもの、裁判を受くるが如きことありては、人身財産の

安固あかるべく、又法律上數級の裁判所ありて、事件の性質に従ひ之に出訴することを得るは、之れ又た法律の許す所とす、日本臣民は此權利を奪はるゝことあかるべきなり

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララル、コトナシ

各自の居宅は其城廓ありとの元則は本條を得て、始めて明確とありたり、本條法律に定められた場合とは、治罪法第百十八條以下(令狀の條項)其他新に法律として定めらるゝ場合を云ふ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ
之れ亦た貴重の條章あり、然れども、法律に於て其場合を擴張す

ることは、立法者の爲し得べきことなるを以て、眞に信書の秘密を尊重せば、成るべく法律の範圍を狭くせざるべからず、日本今日の所にては、明に信書開封の場合を定めざるが故に、如何ある場合に、信書の安固と失ふや否やは知るべからず、之れ信書の安固を致す道に非るが故に、速に其場合を明定せざるべからず

第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第一項 日本臣民の所有權は、何人よりも侵さるゝことなきは、從來の習慣法にて、大概は定まり居れども、此明文ありて、始めて、吾人の所有權に安固を得たるものとす

第二項 公益の爲め、必要ある處分とは、土地公用買上等の場合

を云ひしものにて、私益は公益に勝つ能はざるの原則に基くものあり

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タ

ルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

信教の自由は、大切されども、國家の一民として、君主及社會に對する以上は、其安寧秩序を妨げざるを要す、蓋し、宗教は、人を熱心の極點に驅るものあるを以て、宗義に固執するときは、君主又は國家あるを忘るゝに至るとおしとせず、斯の如きは國家の安寧に害あるを以て、其害おき限りに、信教の自由を有せしむるあり

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

本條にも、亦法律の範圍内に於て、云々の文字あるが故に、法律の寬嚴疎密は、權利の消長に關すると頗る大なり、然れども、兩議院にして、社會の有様に注目し、正當の法律を制定するとに勉め、陛下も亦た國民の利害を明察あらせられて、之を裁可し給ふに於ては、不當に此貴重なる、自由を害するが如きとあらざるべし

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル

所ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

別に定むる處の規定とは、請願規則の如きものを云ふ、矢張り、法律の範圍内に於て云々、と云ふ例文と異なる所あり、請願を爲すは臣民の權利されども、請願する所の事實は、權利に非ざるを以て、相當の敬禮を守るべきとを定めたるあり

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事

變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ク
ルコトナシ

茲に云ふ處の天皇の大權とは、第四條に云ふ所の統治權のところが、第四條の統治權は、此の憲法の條規に依り行はせらるゝ者あり、然して、第一章天皇の大權は平時戰時を問はず第二章臣民の權利義務と抵觸するものに非るが故に、本條特に之を明記するに及ばざるものゝ如し、然らば、茲に云ふ天皇の大權とは、此憲法以外に存在するものあるか、余は未だ之れが明解を得ざるあり、依て、例の英文日本帝國憲法を参照するに、(The provisions contained in the present chapter shall not affect the exercise of the powers appertaining to the Emperor. . .)とあり、即ち、天皇に屬する所の此權力の施行に抵觸せずと云ふ意味にして、(The power)とありて、(sovereignty)とあり

ざるを以て、此大權ある文字は、統治權と區別して記せしものゝ如く見ゆれととも、(The)るを冠詞を附したる處を以て見れば、此權力とは、即ち、第一章の統治權と指せしものたるや明あり

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

陸海軍々人は、特別の法令に支配さるゝと多し、例へば、軍人は政治に關係するを得ざる等の法令は、集會條例の定むる處あり、此等の法令に抵觸せざる限りは、本條の特權を有するとを得るあり

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ

組織ス

之れ二局議院の制を定めたるものなり貴族院を必要とするの理由は蓋し貴族院は國家の意思を以て其心となし國家の利害を先にすべきものあり平民院は人民の代表者にして動もすれば人民の利害を先にするの傾ありて自然國家を輕視するとおき能はず即ち國家の思想と有する貴族院を置て平民院の過失を矯制するの目的に出たるものならん之れ其の撰舉方法及ひ議員の性質を異にする所以あり

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

本條は貴族院即ち上院の組織を定めたるものあり即ち貴族院

令に依れば左の議員と以て組織せらるゝなり

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵各其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者

五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者、右の如く貴族院は名譽經驗學識財産の集合あるを以て、血氣に早り輕舉に失するとは少くして、衆議院の短所を補ふの益あると勿論なれども時に或は保守に失するとあるは、名譽經驗學識財産に附隨するの弊あるを以て、長短相扶けて、茲に中庸の議決

を爲と兩議院を設置する一大目的あり、

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選

セラレタル議員ヲ以テ組織ス

本條は衆議院即ち下院の組織を定めたるものにして、選舉法に其議員たるべき資格を定めたるを以て、茲に贅せず、

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルヲ得ス

前に説明したる如く、貴族院と衆議院とは、其組織性質を異にするが故に、同時に兩議院の議員たることを許すときは、兩院を置くの目的に背き、紛擾を極むるの弊あるのみならず、實際一人にして同時に兩院に席を占むるを能はざるを以てなり、

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要

ス

本條は第五條の「天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ」と云ふ趣意と同一の事を顯はしたるものあり、唯だ第五條は天皇の大權を規定し、本條は議會の權利を確定したるものとす、要するに、法律は左の二要件によりて、制定さるゝものなり、

第一 帝國議會の可決(協賛即ち Consent)

第二 天皇の裁可

第五條の解にも述べたる通り、天皇裁可權を有し給ふからは、不裁可即ち不認可權を有せらるゝとは推知し得らるべしと雖も、不認可されたる時は、議會の協賛あきも直ちに法律として、公布命令し給ふとを得るとに解し得らるべきや否や、本條明記して、凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す、とありて他に天皇の大權の部に於て、天皇は議會の協賛を得ざるも、不認可權と使用

し、且つ直ちに之を法律として公布し給ふとを得るの明文なきを以て、左の疑を生ず、兩議院が提出可決したる法律案に對し、不裁可權を施用し其儘消滅せしむるとは消極的に屬するを以て、爲し得れども、政府が提出せし法律案に對し、兩議院にて協賛即ち(Consent)を與へざるときは、之れに向て不認可權を施し、直ちに草案を變して法律たらしむることを得へきや否や、圖を以て示せば左の如くあるべし、

法律案
帝國議會の否決
天皇の不認可

法律……………疑

本條に依るときは、凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要するとのみありて、他に協賛なき場合不認可の場合の規定なきを以て、學理上より推すときは、前圖の如く、不認可直ちに法律の効力を生ずるとは解釋し得られざるものゝ如し、

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決

シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

本條は帝國議會の議決權を定め、且つ法律案提出の權は議會に於ても有するを定めたるものにして、別に解釋を要せず、

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ

同會期中ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得

ズ

本條に依りて之れを見るときは、兩議院の一に於て一旦否決したる法律案は、之を再議し附する能はざると明瞭あり、但し次會期に於て提出せらるゝときは格別あり、

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各々其

意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

人民各自にして政府に建議するの權ある以上は代議體ある議院に於て政府に建議するを得べきは論を待す、同會期中同一の趣意に付き、二度の建議を禁ずる所以のものは同會期内にありては、國勢時情の變動著しからずと推測し得らるゝを以て、一事件を再度繰り返して請願するの要なきのみならず、徒らに空論に走るの弊あるに由る、

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

帝國議會は自ら進んで集合するものにあらずして、上の命に従て召集せらるゝものあり、本條毎年之れを召集すと定めたるは、

議會は毎年必ず召集せらるゝ權利あるとを明定し、彼の英國あどにて、數年間國會を召集せざりし如き不幸を議會の上に蒙らしめざるの意を明かにしたるものあり、

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要

アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

本條別に明解を要せず、

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ常會

ノ外臨時會ヲ召集ス可シ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

前條は常會の場合を規定し、本條は臨時會の場合を規定す、議事の都合に依り會期に長短あるべきを以て、豫しめ之れを一定せ

す、一に勅命に依ると定めたるは適當なり

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會

ハ兩院同時ニ之ヲ行フ可シ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族

院ハ同時ニ停會セラルヘシ

上院下院と分るゝも、之れを合するときは帝國議會となる、帝國議會の兩院を別々に開閉延長し及び停會するときは、事務上頗る不便あるを以て、其時日を同一に定めたるあり、○第二項は衆議院は、更に人民の意思を探るため之と解散するの必要あるも、貴族院は皇族公侯爵其他勅任せられしものあるを以て、之を解散するの必要あり、

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命

ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

本條は明瞭なるを以て、別に釋解を要せず、

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分之一以上出席

スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

帝國議會は國家樞要の機關にして、其の一議決は國家人民の利害に大關係を有するを以て、其議事及び議決を鄭重にすると本條の如し

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否

同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

本條は明瞭あるを以て、別に解釋を要せず、

第四十八條

兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求
又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコ
トヲ得

本條但書の秘密會は、治安又は風俗に關する場合に限るもの
あるべし、尤も會議を公開すると否とは、議院の特權に屬すべきも
のあるを以て、假令政府の要求ありと雖も、議院に於て其必要な
しと認むるときは、其請求を斥くことを得べしと思料す、

第四十九條

兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

英文帝國憲法を參照するに、上奏ある文字は (Respectively present
addresses) とある、即ち歎願又は謝表祝辭其他書而言語にて、陳述
することを意味するものと思はる、

第五十條

兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受ク

ルコトヲ得

兩議院は即ち立法の機關あるを以て、人民の請願書を受け、直接
若くは間接に立法の材料に供し、又は行政部の施政如何を視察
するの具に供するは、尤も必要なるにあり、

第五十一條

兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ルモノ
、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定
ムルコトヲ得

内部の整理は議院の特權ある論を待たず、此憲法及び議院法に抵
觸せざる限りは、諸規則を設くるとを得るあり、

第五十二條

兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル
意見及表決ニ付キ院外ニ於テ責ヲ負フ
コトナシ但シ議員自ラ其言論ヲ演說刊

行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

本條は議場内の發言自由を保護し、及び議院の特權を確定したるものにして、最も貴重なる條項あり、議場内の發言は國家の公務に屬するを以て、假令過激疎暴其他一般の法律に抵觸すべき言論と雖も、院外即ち民刑其他の裁判所に於て、其制裁を受けざることを規定し、以て議員の本分を全ふせしめんとを期す、然れども院内に於ては、議院法若くは議事細則の規定に従ふべきと勿論なり、但書は國家の公務に屬せざるの所爲あるを以て、本文の如く無責任の地位に立つと能はず、

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患

ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其院ノ許諾

ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

本條は院内人身の自由を保護し、議院の特權を公認したるものにして、亦た貴重なる條項あり、斯の如くせざれば、何時逮捕せらるゝやも計り難きを以て、各安心して議席に着くと能はず、外國にて專横ある在朝政治家出て來りしときは、屢些々たる犯罪を名として、猥りに議員を逮捕したる例あり、本條は是等の弊害を万一に防がん爲に、設けたるものあり、然れども現行犯罪又ハ内亂外患に關する罪の場合に於ては、事重大に屬し、社會の危害著しきを以て、議院の許諾なくして逮捕するを得るあり、

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各

議院ニ出席シ及發言スルヲ得

國務大臣とは内閣諸大臣を云ふ、國務大臣は英國の如く議員として議席に就かず、政府の大臣として各議院に出席發言するあり、然れども既に議席に就く以上は、其發言に關して議長及び議事規則の制裁を受けざるを得ず、政府委員も亦然り、本條の場合には、政府の政畧及び議案の主意を辨明するが爲め必要あるが故あり、

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任

ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

本條は國務各大臣、即ち内閣の職務及び責任を定むるものあり、

而して本文中其責に任すとあるは天皇陛下及び帝國議會雙方に對し、其責に任するの意味あるや、又は陛下に對し奉り其責に任するのみあるや、文詞簡單にして其意を解し難し、依て英文帝國憲法を參照するに、陛下に對し奉りて其責を有するのみある事を知れり即ち (The respective Ministers of State shall give their advice to the Emperor, and be responsible for it) とあり、其れに向つて責に任すとは、蓋し陛下に對し奉り責を負ふの意ある事明あればあり、○第二項。法律勅令其他國務に關る詔勅に國務大臣の副署を要するは、當務大臣に限るか、又は内閣各大臣の連署を要するか、是又文意簡單にして明解を得難し、英文帝國憲法には (A minister of State) とありて、單數の文字を用ひあるが故に當務大臣のみ副署を要するの意味ある事明あり、

第五十六條

樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依

リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議

ス

樞密顧問フキシロウシの事は、明治二十一年第二十二號の勅令に定められたるを以て、茲に解釋するの要を見ず、

第五章 司法

司法權は法律執行權(行政)の一部分ある事は、泰西學者の定論あり、夫の三權鼎立説は、最早陳腐の議論に屬す、然れ共司法は、國家重要の機關にして、人民の權利に直接重大の關係あり、且つ動もすれば、害用しやすきものあるを以て、各國共に特に之を憲法中に、明記するあり、

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁

判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

天皇の名に於てとは、蓋し天皇は一國の統治權を有し、法律の執行を命令し給ふを以て、其結果として違法者に制裁を與へ、法律の効力を全ふせしめ給ふに由るものあり、法律に依りとは、刑法治罪法民法商法訴訟法行政法其他諸法律の規定に依るを要するを云ふ、假ひ天皇の大權と雖、法律に依らずして、人民の權利に干渉する能はざること論を待たず、裁判所は天皇陛下の御名によりて裁判を行ふあり、○第二項裁判所の構成法は、司法權中最も緊要のものたり、之れは法律を以て定めらるゝあり、

第五十八條

裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル

者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラレ、ユトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第一項は裁判官の資格と定む、現今の處にては裁判官たる者は判事登用試験法に於て及第したるものに限る、○第二項は裁判官の獨立を保たんが爲め之れを終身官とす事を定む、尤も刑法の宣告又は懲戒處分による時は、其職を免する事を得ると定めたるは、特別の場合を示したるものなるが故に、爲めに裁判官は終身官たるの原則を害する事なし、○第三項は敢て解釋を與ふるの必要あり、

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧

秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ

法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對

審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

法廷を公開する事は、従前既に執行せられしと雖、一國の根本法律たる憲法に此事を明載せられて、始めて司法權の妄用を防ぐの基礎確定せりと云ふべし、但書は明瞭あるが故に別に解釋を要せず、

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ

法律ヲ以テ定ム

軍事犯訴件商事等は皆を特別裁判所の管轄に屬すべきものにして、特別法律を以て之れを規定せらるゝあり、

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害

セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法

律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ
屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理
スルノ限ニ在ラス

行政官廳の違法所分に由り、權利を傷害せられたる訴訟は、元來
司法裁判所の管轄に屬すべきものありと雖、便宜の爲め別に法
律を以て、行政裁判所の管轄に屬せられたるものは、司法裁判所
に於て受理せざる事を定む、

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法
律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其
ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除
ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲ス
ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第二項 新に租稅を課し、及び稅率を變更するは法律に依らざ
るべからず、然らざれば財産の安固を致す能はざればあり、然れ
ども新にとあるか故に、從來の課稅及び稅率は、議院に於て喙を
容るゝ限りに非ざるや否やを考ふるに、第六十三條に至り、現行
の租稅は、更に法律を以て之を改めざる限りは、舊に依り之を徵
収すとあり、而して法律案を提出するは、帝國議會の權利あるを
以て、之を提出可決し、且つ裁可を得る以上は、從來の法律を變更
し隨て課稅等のとに喙を容るゝを得る事明瞭あり、○第二項手
數料及び收納金は、租稅に非ざるを以て、前項に依る限りに非ず

○第三項國庫の負擔とあるべき契約を爲すは、帝國議會の協賛を經さるべからず、然れども國債を起す事、及び第六十四條の手續により定められたる豫算は、議會の協賛を經ざるの特例を設けられたり、

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メ

サル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

本條は前條に於て説明したる如くあるを以て、更に解釋するの要を見ず、

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國

議會ノ協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ

承諾ヲ求ムルヲ要ス

第一項 歲出入は帝國議會の協賛により定めらるべきも第七十一條の場合は特別なり○第二項も帝國議會に重きを置きたるものあり、只だ帝國議會に於て、之を承諾せざるときは如何にすべきや、予未だ明解する能はず、

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

本條は豫算案提出の順序を定めたるものあり、衆議院先き之を議するの權あるは、人民を代表する資格あるに依る、

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫

ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

皇室の經費は、人民の分として漫りに之を議するは、皇室の威嚴

を害するに當り、恐れ多き事ありとの主意に基き、本條の制限を設けらる、但し將來増額を要する場合には、帝國議會の協賛を要するあり、

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及

法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義

務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ

帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコト

ヲ得ス

法律には、天皇に不認可權あり、歳出に關しては政府に於て本條の特權を有す、憲法上の大權に、基ける、既定の、歳出、とは如何なる種類のものあるや、明瞭ならずと雖、察するに、國家必用の機關に屬する、歳出、と云ふの意味あるべし、果して然らば、立法行政司法

等憲法に記載する諸機關にして、其憲法の規定に従ひ、必須避くべからざる歳出を指せしものあらん、法律の結果に、由る、歳出、とは、法律上軍營若くは裁判所等を設くる時之に要する費用の如きを云ひ、法律上政府の義務に、屬する、歳出、とは、國債元利金の償還等を云ふ、

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定

メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ム

ルヲ得

本條は數年に渡り繼續して爲すべき必用の事業に屬する費用の場合を定めたるものにして、別に明解を要せず、

第六十九條 避クベカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ

又豫算ノ外ニ生シタル必用ノ費用ニ充

ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ

是れ亦特に明解を要せず、

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル

場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國

議會ヲ召集スルヲ能ハサルトキハ勅令ニ

依リ財政上必要ノ所分ヲ爲スヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國

議會ニ提出シ其承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條内外の形情に因り、帝國議會を召集する能はざるときとは、戦亂若くは事變に因れる場合を云ふ、此場合に當り財政上必要の處分を爲さざるときは、大政の施行に害あるを以てあり、但し第二項に於て、次の議會に該處分案を提出して、其承諾を求むべ

しと定めたるは、議會に重きを置きたるものあり、

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫

算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度

ノ豫算ヲ施行スヘシ

豫算を議定するは帝國議會の權利あるに、此權利を施行せざる場合に於ては政府は一日も政務を休止する能はざるを以て、前年度の豫算を施行するあり、豫算成立に至らざるときとは如何ある場合を云ふか、上下兩院の協議纏まらず其他の事情にて豫算成立たず、實際政務の施行に妨げある場合を云ひしものあらん、英文帝國憲法には確實ある成立に持ち來たされざるとき、(When the Budget has not been brought into actual existence)とあるを以て、豫算に對する議決が「アクチュアル、エキシステンツ」に至らざる

第七十二條

ときは政府は前年度の豫算を施行するを得るあり、

國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之

ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト俱ニ

之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ

之ヲ定ム

決算と受るとは議會の權利あり、之れ決算曖昧あるときは、確實ある豫算も其効をければあり、而して此決算を検査確定するは、會計検査院の職掌なり、會計検査院は、嚴正獨立ある地位に立ち、之れを検査するを要す、其の組織及び職權は、別に法律を以て定めらるゝあり、

第七章 補則

第七十三條

將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要

アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會

ノ議ニ付スヘシ此場合ニ於テ兩議院ハ

各々其總員三分ノ二以上出席スルニ非

サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員

三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ

改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

補則は此の憲法に附屬する所の規則あり、而して本條は此の憲法改正の手續を規定したるものあり、憲法は國家の根本法律あるを以て、容易に改正するを得ず、兩議院各三分の二以上出席するに非ざれば、議事を開くを得ず、又た出席議員三分の二以上の多數を得ざれば、改正の議決を爲すを得ずと定めらる、憲法修

正に關する各國の條規を參照するに、英國にては特に鄭重なる手續を用ゆず、普通の法律案と等しく議決す、佛國憲法修正の手續は、大統領の請求或は議院の發議に依り、憲法修正の必要を認むるときは、上下兩院聯合總會を組織し、此會にて審議決定するあり、而して聯合總會は兩議院の上に位し、大統領と雖も、此會を閉鎖し又は解散するの權を有せず、又た其議決を再議に付するの權を有せず、北米合衆國憲法修正の手續は、修正案を國會に於て起草し、兩議院各三分の二以上の多數を以て可決したるの後、各州立法院總數四分の三以上の多數に因り認可を経るを要す、而して大統領は、憲法修正の議決に對し、不認可權を有せず、此手續の外、別に憲法修正議會を召集する方法あれども、合衆國憲法制定以來、未だ曾て此方法を用ひたるとあらざりし、

第七十四條

皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ル

ヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此憲法ノ條規ヲ變更ス

ルコトヲ得ス

皇室典範は、皇室一家の事を規定したるものあるを以て、固より帝國議會に於て條を容るゝの限りにあらず、况んや、我帝國は萬世一系の天皇之れを統治し給ふ所の萬國に比類なき國體あるに於ておや、然れども、皇室典範を以て國家の根本法律たる憲法の條規を變更するときは、皇極を以て民極を害するの恐れあるが故に、本條第二項を以て堅く之れを禁す、

第七十五條

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ

變更スルコトヲ得ス

攝政は天皇の名に於て大權を行ふと雖も憲法及皇室典範の如き重要な寶典を改正するとは、天皇の御治世にあらざれば能はざるあり、殊に皇室典範は、至尊の御心を以て直ちに改正し給ひ、議會の協賛を経るを要せざるが故に、攝政に此大權を附與するときは、獨斷に過ぎ或は皇室の秩序を紊るとあらんを恐るればあり、

第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タ

ルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又

ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

第一項は明瞭ある故に別に解釋を要せず、○第二項 歳出上政

府の義務に係る現在の契約とは、第六十七條の場合に述べし如く、國債元利金の償還等を云ふ、又た其命令とは私立會社利益の保證命令等を云ひしものからん、是等現行の契約又は命令は、第六十七條の通り、政府の同意なくして、帝國議會之れを廢除し又は削減することを得ず、

附 錄

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ貴族院及衆議院成立ノ日ヨリ各本法ニ依リ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第二號

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少シトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラル、マテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第二章 議長書記官及經費
第七條 各議院ノ議長副議長ハ各一員トス

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス
書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第五章 會議

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルト

キハ三讀會ノ順序ヲ省畧スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十八人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セララル、モノハ次ノ會期マテニ公布セララルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項

ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セズ但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用非スシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サズ

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十八人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サントスルトキハ三十人以上ノ贊成者アルヲ要ス

質問ハ簡明ナル注意書ヲ作り贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若答辯ヲ爲サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各十八人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用非可不同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用非政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用非ルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ
闕席スルコトヲ得ス

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務
大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議
院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケ
シム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキ
ハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ
當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難シトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ
閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル

場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ
喚起スルコトヲ得

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用サルトキハ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論ス
ルコトヲ得ス

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處
分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲メ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣
告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ
處分ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應

セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請假
ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内
ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フ
ヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附錄ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝
國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣ノ選舉區ニ於テ之ヲ選舉セシム其ノ選舉區及各選舉
區ニ於テ選舉スヘキ定員ハ此ノ法律ノ附錄ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ選舉區ノ選舉ヲ監督ス

一 選舉區ノ選舉ハ郡長又ハ市長其ノ選舉長トナリ之ヲ管理ス

第三條 一 選舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣知事ハ其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命シ選舉長ヲラシムヘシ

第四條 一市ノ城内ニ於テ數選舉區アルトキハ府縣知事ハ區長ヲシテ其ノ選舉長ヲラシムヘシ

第五條 選舉ニ關ル費用ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

第二章 選舉人ノ資格

第六條 選舉人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齡滿二十五歲以上ノ者

第二 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍引續キ住居スル者

第三 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

第七條 家督ニ由リ財産ヲ相續シタル者ハ其ノ財産ニ付前財産主ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅資格ニ算入ス

第三章 被選人ノ資格

第八條 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子滿三十歲以上ニシテ選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ選舉府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者タルヘシ

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官ハ被選人タルコトヲ得ス

前項ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ケサル限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

第十條 府縣及郡ノ官吏ハ其ノ管轄區域内ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

第十一條 選舉ノ管理ニ關係スル市町村ノ吏員ハ其ノ選舉區ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

第十二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被選人タルコトヲ得ス

第十三條 府縣會ノ議員ニシテ衆議院ノ議員ニ選舉セラレ當選ヲ承諾シタルトキハ其ノ前職ヲ辭スヘキモノトス

第四章 選舉人及被選人ニ通スル規定

第十四條 左ノ項ノ一ニ觸ル、者ハ選舉人及被選人タルコトヲ得ス

一 瘋癲白癡ノ者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

三 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ者

四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

五 舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若ハ國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿二年ヲ經サル者

七 選舉ニ關ル犯罪ニ由リ選舉權及被選舉權ノ停止中ノ者

第十五條 陸海軍軍人ハ現役中選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ

第十六條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ選舉人及被選人タルコトヲ得ス

第十七條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日ヲ期トシ各町村長ヲシテ一ノ投票區域内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月二十日マテニ其ノ一本ヲ差出サシムヘシ

選舉人名簿ハ選舉人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接國稅ノ總額並ニ納稅地ヲ記載スヘシ

第十九條 市ニ於テハ左ノ方法ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ選舉長其ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二 市内ニアル數區ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ各區長ヲシテ其ノ区内ノ人名簿ヲ調製シ選舉長ニ差出サシムヘシ

第三 郡市ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テ郡長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長ヲシテ其ノ人名簿ヲ調製シ之ヲ差出サシムヘシ

第四 第二ノ場合ニ於テ市長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長其ノ市内ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二十條 選舉人其ノ住居スル投票區域ノ外ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ納稅地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ノ證狀ヲ得テ選舉人名簿調製ノ期日マテニ其ノ投票ヲ

管理スル町村長又ハ市長若ハ區長ニ差出スヘシ

第二十一條 選舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長ヨリ差出シタル選舉人名簿ヲ合シ一選舉區ヲ以テ一冊トシ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ

第二十二條 選舉長ハ毎年五月五日ヨリ十五日間一選舉區選舉人名簿ノ寫ヲ其ノ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縦覽セシムヘシ

第二十三條 凡テ選舉資格アル者選舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其理由書及證據ヲ具ヘテ縦覽期限内ニ選舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

第二十四條 選舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

第二十五條 選舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ必要ナル場合ニ於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日

以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

第二十六條 中立人又ハ被告人ニ於テ選舉長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十七條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取リタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第二十八條 前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第二十九條 選舉人名簿ハ六月十五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ調製ノ日マテ之ヲ據置クヘシ但シ裁判言渡書ニ依リ改正スベキモノハ選舉長ニ於テ其ノ言渡書ヲ受取リタル時ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其ノ由ヲ中立人又ハ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

第六章 選舉ノ期日及投票所

第三十條 選舉ノ投票ハ通常七月一日ニ之ヲ行フ但シ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ臨時選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ三十日以前ニ公布スヘシ

第三十一條 投票所ハ町村役場又ハ町村長ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ町村長

之ヲ管理ス

第三十二條 一町村ニ於テ選舉人少數ニシテ一ノ投票所ヲ設クルニ足ラサルトキハ數町村ヲ合併スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ認可ヲ經テ合併ノ町村及投票所並ニ投票所管理ノ町村長ヲ指定スヘシ

第三十三條 町村長ハ其ノ管理スル投票區域内ニ於ケル選舉人中ヨリ立會人二名以上五名以下ヲ定メ遅クモ選舉ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ

立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七章 投票

第三十四條 投票ハ午前七時ニ始メ午後六時ニ終ル

第三十五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ二種ノ輪ヲ設ケ其一ハ町村長之ヲ管守シ其一ハ立會人之ヲ管守スヘシ

第三十六條 町村長ハ投票ノ初ニ當リ立會人ト共ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示スヘシ

第三十七條 選舉人ハ選舉ノ當日本人自ラ投票所ニ至リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

票スヘシ

第三十八條 投票用紙ハ各府縣各一一定ノ式ヲ用テ選舉ノ當日投票所ニ於テ町村長ヨリ之ヲ各選舉人ニ交付スヘシ

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ

第三十九條 選舉人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由テ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ讀ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第四十條 二人以上ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ連名投票ヲ用ウヘシ

第四十一條 選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ外投票スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ記載セラレヘキ裁判言渡書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ル者アルトキハ町村長ハ投票用紙ヲ交付シ投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第四十二條 投票終ルノ時期ニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ由ヲ告ケ投票函ヲ閉鎖スヘシ投票函閉鎖ノ後ハ總テ投票スルコトヲ許サス

第四十三條 町村長ハ投票明細書ヲ作り投票ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ立會人ト共ニ署名スヘシ

第四十四條 町村長ハ一名又ハ數名ノ立會人ト共ニ投票ノ翌日投票函及投票明細書ヲ併セテ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ送致スヘシ

第四十五條 一選舉區内ニアル島嶼ニシテ前條ノ期限内ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情况アルトキハ府縣知事ハ人名簿確定ノ日ヨリ選舉ノ期日マテノ間ニ於テ

適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ選舉會ノ期日マテニ其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得

第八章 選舉會

第四十六條 選舉會ハ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ之ヲ開ク

第四十七條 選舉長ハ各投票所ヨリ參會シタル立會人ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ選舉委員

三名以上七名以下ヲ定ムヘシ

第四十八條 選舉長ハ投票函送達ノ翌日選舉委員立會ノ上各投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若投票ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

第四十九條 總數ノ計算ヲ終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ

第五十條 各選舉區ノ選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十一條 左ニ掲グル投票ハ無効トス

一 選舉人名簿ニ記載ナキ者ノ投票但シ裁判言渡書ヲ所持シタルニ依リ投票シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 成規ノ用紙ヲ用非サルモノ

三 選舉人自己ノ姓名ヲ記載セサルモノ

四 資格ナキ被選人ノ姓名ヲ記載スルモノ但シ連名投票ニ列記スル人員中資格アル者ニ付テハ其ノ効アルモノトス

五 誤字又ハ汚染塗抹毀損ニ依リ記載スル所ノ選舉人又ハ被選人ノ姓名ヲ認知スヘカラサルモノ但シ通常ノ假名字ヲ用非又ハ誤字ニ係ルモノ明ニ其ノ姓名ヲ認知スルコトヲ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 第三十八條第二項ニ規定シタル外他ノ文字ヲ記載シタルモノ但シ被選人ノ姓名ヲ誤ラサル爲ニ其ノ官位職業身分住所ヲ附記シ又ハ敬稱ヲ用非タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條 投票効力ノ有無ニ付疑義アルトキハ選舉委員ノ意見ヲ聞キ選舉長之ヲ決定ス此ノ決定ニ對シテハ選舉會場ニ於テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十三條 無効ノ投票ハ抹線ヲ加ヘ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載シ一箇年間保存シ

期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十四條 一投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ヨリ多キ被選人ノ姓名ヲ記載シタル

トキハ其ノ定員ニ超エタル人名ヲ末尾ヨリ除却スヘシ

連名投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ニ足ラサルトキハ現ニ記載シタル者ノミヲ計算スヘシ但シ一人ノ姓名ヲ複記シタル者ハ一人トシテ之ヲ計算スヘシ

第五十五條 投票ハ六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ保存シ期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十六條 選舉ニ關リ訴訟又ハ告訴告發アルトキハ第五十三條第五十五條ノ期限ヲ經過スルモ裁判確定ニ至ルマテ其ノ投票ヲ保存スヘシ

第五十七條 選舉長ハ選舉明細書ヲ作り選舉點檢ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ選舉委員ト共ニ署名シ之ヲ保存スヘシ

第九章 當選人

第五十八條 投票總數ノ最多數ヲ得タル者ハ之ヲ當選人トス

投票同數ナルトキハ生年月ノ長者ヲ以テ當選人トス同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十九條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ姓名及投票ノ數ヲ府縣知事

ニ届出ヘシ

第六十條 府縣知事前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ各當選人ニ通知シ其ノ姓名ヲ管内ニ告示スヘシ

第六十一條 當選人當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十二條 一人ニシテ數選舉區ノ當選人トナリタル者當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ何レノ選舉區ノ當選ヲ承諾スル旨ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十三條 當選人其ノ府縣内ニ在ル者ハ十日以内其ノ府縣外ニ在ル者ハ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲サ、ルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト見做スヘシ

第六十四條 當選人ニシテ其ノ當選ヲ辭シ又ハ期限内ニ其ノ當選ノ承諾ヲ届出サルトキハ府縣知事ハ選舉ノ期日ヲ定メ其ノ選舉長ニ命シ再ヒ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ第五十八條第二項ノ場合ニ於テ抽籤ニ依リ當選ヲ得タル者其ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ承諾ヲ届出サルトキハ抽籤ニ依リ當選ヲ失ヒタル者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ

第六十五條 各選舉區ノ當選人確定シタルトキハ府縣知事ハ當選證書ヲ付與シ及管内ニ告示シ並ニ當選人ノ資格ヲ錄シテ内務大臣ニ具申スヘシ

第十章 議員ノ任期及補闕選舉

第六十六條 議員ノ任期ハ四箇年トス但シ任期ヲ終リタル後仍選舉ニ應スルヲ得

第六十七條 議員ノ闕員アルニ由リ内務大臣ヨリ補闕選舉ヲ開クヘキ旨ヲ命セラレ

タルトキハ府縣知事ハ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ闕員ノ選舉區ニ限リ
臨時選舉ヲ行ヒ補闕議員ヲ選舉セシムヘシ

第六十八條 補闕議員ノ任期ハ前議員ノ任期ニ依ル

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理ノ町村長ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察
官吏ノ處分ニ付スルコトヲ得

第七十條 凡テ戎器又ハ兇器ヲ攜帶スル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

第七十一條 選舉人ニ非サル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

第七十二條 投票所ニ於テハ一切ノ演說討論及喧譟ニ涉リ又ハ他人ノ投票ヲ勸誘ス
ルコトヲ禁ス

第七十三條 投票所ニ於テ秩序ヲ紊ル者アルトキハ町村長ハ之ヲ警戒シ其ノ命ニ從
ハサルトキハ之ヲ投票所ノ外ニ退出セシムヘシ

第七十四條 投票所ノ外ニ退出セシメタル者ハ犯罪者ヲ除ク外其ノ投票ヲ爲サシム
ル爲ニ再ヒ投票所ノ内ニ呼入ルコトヲ得

第七十五條 投票所ニ參會シタル選舉人ニシテ刑法又ハ此ノ法律ノ罰則ヲ犯シタル
者ハ投票スルコトヲ禁シ其ノ姓名事由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

第七十六條 投票ニ關ル異議ノ申立ニ付町村長ノ決定ニ對シテハ投票所ニ於テ不服
ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十七條 選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ選舉會ノ參觀ヲ求ムル
者ハ總テ第六十九條ヨリ第七十三條ニ至ルマテノ例ニ照シ選舉長之ヲ處分スヘシ

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選舉區ニ於テ當選ヲ失ヒタル者當選人ノ當選ヲ無効トスルノ理由ア
リト認ムルトキハ當選人ヲ被告トシ第六十五條ニ掲ケタル當選人ノ姓名告示ノ日

ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

其ノ期限ヲ經過シタル後出訴スルモ其ノ効ナシ

第七十九條 原告人ハ訴訟狀ト共ニ保證金トシテ金三百圓又ハ之ニ相當スル公債證
書ヲ控訴院書記局ニ預置クヘシ

第八十條 原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ一切ノ裁判費用ヲ
納完セサルトキハ保證金ヨリ之ヲ控除シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴スヘシ

第八十一條 同一ノ當選人ニ對シ二人以上ノ原告人訴訟ヲ爲シタルトキハ控訴院ハ

一ノ裁判言渡書ヲ以テ各訴訟人ニ宣告スルコトヲ得

第八十二條 審判中衆議院解散ノ命アルトキハ控訴院ハ其ノ訴訟ヲ棄却スヘシ

第八十三條 原告人訴訟ヲ願下シルトキハ同時ニ其ノ由ヲ新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第八十四條 控訴院ハ當選訴訟ヲ審判スルニ當リ本訴ニ關係スル刑法又ハ此ノ法律ノ犯罪者ニ對シ直ニ處刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ檢察官ナシテ立會ハシムヘシ

當選訴訟ニ關係セサル場合ニ於ケル此ノ法律ノ犯罪者ハ所轄刑事裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第八十五條 控訴院ニ於テ當選訴訟ヲ判定シタルトキハ其ノ裁判言渡書ノ謄本ヲ內務大臣ニ送付スヘシ若衆議院開會スルトキハ併セテ之ヲ議長ニ送付スヘシ

第八十六條 當選訴訟ニ付控訴院ノ裁判ニ對シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得

第八十七條 訴訟ノ目的タル當選人ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ衆議院ニ列席スルノ權ヲ失ハス

第八十八條 當選訴訟ニ付本章ニ規定シタルモノ、外總テ普通ノ訴訟手續ニ依ル

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齡住所及其ノ他選舉資格ニ必要ナル事項ヲ詐稱シ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

其ノ授與又ハ約束ヲ受ケタル者亦同シ

第九十一條 直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ刑法第二百三十四條ノ例ヲ以テ論ス

其ノ授與又ハ約束ヲ受ケ投票ヲ爲シ又ハ投票ヲ爲サ、ル者亦同シ

第九十二條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ選舉人ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九十三條 選舉人ニ暴行ヲ加ヘテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ三月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九十四條 選舉人ヲ強逼シ又ハ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ扣留毀壞若ハ劫奪スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ
 第九十五條 選舉ノ際管理者又ハ立會人ニ暴行ヲ加ヘ又ハ暴行ヲ以テ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ扣留毀壞若ハ劫奪シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ
 第九十六條 多衆ヲ嘯聚シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ重禁錮ニ處ス
 其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
 犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ
 第九十七條 演說又ハ新聞紙若ハ其ノ他ノ文書ヲ以テ人ヲ教唆シ前三條ノ罪ヲ犯サシメタル者ハ刑法第一百五條ノ例ニ依ル其ノ教唆ノ効ナキ者モ仍本刑ニ二等又ハ三等ヲ減シ處斷ス

第九十八條 戎器又ハ兇器ヲ携帯シテ投票所若ハ選舉會場ニ入りタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十九條 當選人ニ於テ第八十九條ヨリ第九十八條ニ至ルマテノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ハ無効トス
 第一百條 他人ノ姓名ヲ詐稱シテ投票ヲ爲シタル者及第十四條ニ依リ選舉人タルコトヲ得サル者投票ヲ爲シタルトキハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第一百一條 前數條ノ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ再ヒ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ハ三年以上七年以下選舉權及被選舉權ヲ停止ス
 第一百二條 立會人正當ノ事故ナクシテ此ノ法律ニ規定シタル義務ヲ缺クトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第一百三條 本章ニ規定シタル罰則ノ外刑法ニ正條アルモノハ各其條ニ依リ重キニ從テ處斷ス
 第一百四條 凡テ選舉ニ關ル犯罪ハ六箇月ヲ以テ期滿免除トス
 第一百五條 此ノ罰則ハ第十一章ノ各條ト共ニ投票所及選舉會場ニ貼示スヘシ
 第十四章 補則
 第一百六條 市ニ於テハ一市ニ一ノ投票所ヲ設ケ此ノ法律ニ規定シタル投票及選舉ノ

管理ハ市長兼テ之ヲ掌ル
 第四條ノ場合ニ於テハ一選舉區ニ一ノ投票所ヲ設ケ此ノ法律ニ規定シタル投票及
 選舉ノ管理ハ區長兼テ之ヲ掌ルヘシ
 第七條ノ場合ニ於テハ市長又ハ區長ハ其ノ管理スル選舉區内ニ於ケル選舉
 人中ヨリ立會人三名以上七名以下ヲ定メ遲クトモ選舉ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ
 本人ニ通知シ選舉ノ當日選舉管理ノ市役所又ハ區役所ニ參會セシムヘシ
 立會人ハ投票ニ立會ヒ併セテ投票ヲ點檢スヘシ
 此ノ場合ニ於ケル選舉明細書ハ併セテ投票ノ事項ヲ記載スヘシ
 第八條 島司ヲ置ク地方ニ於テハ此ノ法律ニ規定シタル選舉長ノ職務ハ島司之ヲ
 掌ルヘシ
 第九條 町村制ヲ施行セサル町村ニ於テハ此ノ法律ニ規定シタル町村長ノ職務ハ
 戶長之ヲ掌ルヘシ
 第十條 選舉人名簿調製ノ初年ニ限リ所得税法施行以來第六條第八條ニ規定シタ
 ル納税額ヲ引續キ納完シタル者ハ其ノ納税資格ノ期限ニ充ツルモノト見做スヘシ
 第十一條 北海道沖繩縣及小笠原島ニ於テハ將來一般ノ地方制度ヲ進行スルノ時
 ニ至ルマテ此ノ法律ヲ施行セス

衆議院議員選舉法附録					東京府 議員總數十二人				
第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區
麹町區	芝區	京橋區	日本橋區	本所區	淺草區	神田區	下谷區	小石川區	東多摩區
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第十一區	第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	第十八區	第十九區	第二十區
南足立郡	南葛飾郡	北豐島郡	東豊島郡	南豊島郡	伊豆七島郡	上京區	下京區	愛野郡	葛野郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第二十一區	第二十二區	第二十三區	第二十四區	第二十五區	第二十六區	第二十七區	第二十八區	第二十九區	第三十區
原郡	伊豆七島郡	宇治郡	世田谷郡	久世郡	相模郡	宇治郡	桑田郡	北桑田郡	南桑田郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第三十一區	第三十二區	第三十三區	第三十四區	第三十五區	第三十六區	第三十七區	第三十八區	第三十九區	第四十區
何鹿郡	天井郡	船井郡	北井郡	南井郡	天井郡	何鹿郡	天井郡	船井郡	北井郡
二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人
京都府 議員總數七人									

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	大阪府	區六第
能豐島島	住東西	南	北東	西	熊竹中與加	
勢島下上	吉成成				野野	謝佐
郡郡郡郡	郡郡郡	區	區區	區	郡郡郡郡	郡
一	二	一	一	一	議員總數十八	一
八	八	八	八	八		八

區九第	區八第	區七第			區六第
日南	泉大堺	澁大丹志丹錦安古八石			高若河讚交茨
根	鳥	川縣北紀南部宿市上川			安江內良野田
郡郡	郡郡區	郡郡郡郡郡郡郡郡郡			郡郡郡郡郡
一	一	一			一
八	八	八			八

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	神奈川縣
足足淘大	津愛高	鎌三	北西南	都橋久	橫	議員總數七人
柄柄綾住	久甲座	倉浦	多多摩	築樹	濱	
下上郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡郡	區	
一	一	一	二	一	一	
八	八	八	八	八	八	

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	兵庫縣
加多加	印加	美明八	氷多	有川龍武	神	議員總數十二人
西可東	南古	靈石部	上紀	馬邊原庫	戶	
郡郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡	郡郡郡	區	
一	一	一	一	一	一	
八	八	八	八	八	八	

長崎縣	區十第	區九第		區八第	區七第
議員總數七人	三津	朝養二七出氣美城	宍佐赤攝攝	神神師師	
	原名	來父方美石多含崎	粟用穗西東	西東西東	
	郡郡	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡	郡郡郡郡	
	一	二	二	一	
	八	八	八	八	

新瀨縣	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第
議員總數十三人	下上	南	石壹北	南	北東	西長
	縣縣	松浦郡	田岐郡	高來郡	高彼杵	彼杵
	郡郡	郡	郡郡	郡	郡郡	郡區
	一	一	一	一	一	二
	八	八	八	八	八	八

區七第 天周望 羽准陀 郡郡郡 一 八	區六第 長上夷 柄植隔 郡郡郡 一 八	區五第 武山 射邊 郡郡 一 八	區四第 區海 瑩上 郡郡 一 八	區三第 香 取 郡 一 八	區二第 南下印東 相植旌 馬生旌 郡郡郡 二 八
區五第 新筑 治波 郡郡 一 八	區四第 猿西岡結 島葛田城 郡郡郡郡 一 八	區三第 眞西 壁茨城 郡郡 一 八	區二第 那久多 珂慈賀 郡郡郡 二 八	區一第 鹿行 方島 郡郡 二 八	茨城縣 議員總數八人 區八第 長朝平 狹夷房 郡郡郡 一 八
區一第 平廣山添 群瀬邊下上 郡郡郡郡 一 八	奈良縣 議員總數四人 區四第 那鹽 須谷 郡郡 一 八	區三第 梁足安 田利蘇 郡郡郡 一 八	區二第 塞下 川都賀 郡郡郡 二 八	區一第 芳河 賀內 郡郡 一 八	朽木縣 議員總數五人 區六第 北河信 相馬郡 郡 一 八

區八第 西中 頸頸 城城 郡郡 二 八	區七第 東中南北 頸魚魚魚 城沼沼沼 郡郡郡郡 二 八	區六第 刈 羽 郡 一 八	區五第 三古 島志 郡郡 二 八	區四第 南 浦原 郡 一 八	區三第 中 浦原 郡 一 八	區二第 總東北 船浦原 郡郡 二 八
區五第 秩那賀兒 父珂美玉 郡郡郡郡 一 八	區四第 男榛幡大 衾澤羅里 郡郡郡郡 二 八	區三第 北中北南 埼葛葛埼 玉飾飾玉 郡郡郡郡 二 八	區二第 比橫高入 企見麗間 郡郡郡郡 二 八	區一第 新北 足立 郡 一 八	埼玉縣 議員總數八人 區九第 羽加雜 茂茂太 郡郡郡 一 八	
區一第 市千 原葉 郡郡 一 八	千葉縣 議員總數九人 區五第 碓北 氷甘樂 郡郡 一 八	區四第 吾片西 妻岡 郡郡 一 八	區三第 南多綠那 胡野波位 郡郡郡郡 一 八	區二第 山新 樂田田 郡郡郡 一 八	區一第 北利南東 勢根多 郡郡郡 一 八	群馬縣 議員總數五人

區五第 磐山豐周 郡郡郡郡	區四第 城佐榛 郡郡郡	區三第 益志 郡郡	區二第 庵富 郡郡	區一第 有安 郡郡	靜岡縣 議員總數八人	區一十第 八瀨 名美 郡郡
一	一	一	一	一		一
八	八	八	八	八		八

滋賀縣 議員總數五人	區三第 南西東 巨八八 摩代代 郡郡郡	區二第 北南東 都都山 留留梨 郡郡郡	區一第 中北西 巨巨山 摩摩梨 郡郡郡	山梨縣 議員總數三人	區七第 駿田君賀那 東方澤茂賀 郡郡郡郡	區六第 龜引濱敷長 玉佐名知上 郡郡郡郡
	一	一	一		二	一
	八	八	八		八	八

區二第 安不 八破 郡郡	區一第 各方厚 務縣見 郡郡郡	岐阜縣 議員總數七人	區四第 阪伊東西 田香淺淺 郡郡郡郡	區三第 瀨神愛犬 生崎知上 郡郡郡郡	區二第 粟野甲 太洲賀 郡郡郡	區一第 高滋 島賀 郡郡
一	一		一	二	一	一
八	八		八	八	八	八

區三第 朝員桑 明辨名 郡郡郡	區二第 河奄鈴三 曲藝鹿重 郡郡郡	區一第 一安 志濃 郡郡	三重縣 議員總數七人	區三第 吉字 野智 郡郡	區二第 忍葛葛高十字式 海下上市市陀下上 郡郡郡郡郡郡
一	一	一		一	二
八	八	八		八	八

區三第 西東春 春日井 郡郡	區二第 愛知 知 郡	區一第 名古屋區	愛知縣 議員總數十一人	區六第 伊名山阿 賀張田拜 郡郡郡郡	區五第 南北英答度 牟牟虞志會 郡郡郡郡郡	區四第 多飯飯 氣野高 郡郡郡
一	一	一		一	二	一
八	八	八		八	八	八

區十第 寶南北 飯設設 郡郡郡	區九第 東西額 加加田 郡郡郡	區八第 幡碧 豆海 郡郡	區七第 知 多 郡	區六第 海海 西東 郡郡	區五第 中 島 郡	區四第 葉丹 栗羽 郡郡
一	一	一	一	一	一	一
八	八	八	八	八	八	八

福島縣 議員總數七人			
區四第 南會津郡 北會津郡 大沼郡 耶麻郡 河沼郡	區三第 田村郡 巖瀨郡 東白川郡 西白川郡 石川郡	區二第 安積郡 安積郡	區一第 伊達郡 伊達郡
二 八	二 八	一 八	一 八
巖手縣 議員總數五人			
區三第 東和賀郡 西和賀郡 南閉伊郡 西閉伊郡	區二第 東閉伊郡 中閉伊郡 北閉伊郡 南閉伊郡	區一第 北巖手郡 南巖手郡 紫波郡	區五第 磐前郡 磐城郡 磐梯郡 標葉郡 宇多郡
一 八	一 八	一 八	一 八
青森縣 議員總數四人			
區一第 南村山郡 東村山郡 西村山郡	區三第 中津輕郡 西津輕郡	區二第 北津輕郡 南津輕郡	區一第 上北郡 下北郡 三北郡
二 八	一 八	一 八	二 八
區四第 江刺郡 一八			
區五第 西磐井郡 一八			

長野縣 議員總數八人				
區七第 大田郡 益野郡 吉田郡	區六第 加茂郡 可兒郡 惠那郡	區五第 武藏郡 上儀郡	區四第 大池郡 本巢郡 山田郡	區三第 海西郡 下石津郡 多石津郡 上石津郡 中島郡
一 八	一 八	一 八	一 八	一 八
區六第 諏訪郡 一八				
區五第 北佐久郡 一八				
區四第 北安曇郡 二八				
區三第 小縣郡 一八				
區二第 下高井郡 一八				
區一第 上水内郡 一八				
宮城縣 議員總數五人				
區五第 桃生郡 鹿島郡 本吉郡	區四第 栗原郡 登米郡	區三第 黑川郡 美田郡 志田郡 遠田郡	區二第 柴田郡 刈田郡 伊具郡	區一第 仙臺區 名取郡 宮城郡
一 八	一 八	一 八	一 八	二 八
區七第 下伊那郡 一八				

島根縣 區一第 意秋島 郡郡郡 一 人	島根縣 區三第 日會汗 郡郡郡 一 人	島根縣 區二第 八久河氣高 郡郡郡 一 人	島根縣 區一第 智八八巖法邑 郡郡郡 一 人	島根縣 區四第 礪波 郡 一 人	
岡山縣 區一第 兒邑上御岡 郡郡郡 二 人	岡山縣 區六第 知海穩周 郡郡郡 一 人	岡山縣 區五第 鹿美那 郡郡郡 一 人	岡山縣 區四第 邑安邇 郡郡郡 一 人	岡山縣 區三第 神猶出 郡郡郡 一 人	岡山縣 區二第 飯大仁能 郡郡郡 一 人
富山縣 區六第 東東西西大真 北南北北西庭島 條條條條 郡郡郡郡 一 人	富山縣 區五第 阿哲川上 賀多上房 郡郡郡 一 人	富山縣 區四第 後小淺 月田口 郡郡郡 一 人	富山縣 區三第 下賀窪都 道陽屋宇 郡郡郡 一 人	富山縣 區二第 和磐赤津 氣梨阪高 郡郡郡 一 人	

秋田縣 區三第 由河 利邊 郡郡 一 人	秋田縣 區二第 鹿北山 角秋本 郡郡郡 一 人	秋田縣 區一第 南秋田 郡 一 人	秋田縣 區四第 北最 村上 郡郡 一 人	秋田縣 區三第 東西飽 田田海 川川郡 二 人	秋田縣 區二第 西南東 置置賜 賜賜郡 一 人
石川縣 區一第 石金 川澤 郡區 二 人	石川縣 區四第 致大遠三 賀飯敷方 郡郡郡 一 人	石川縣 區三第 丹今南 生立條 郡郡郡 一 人	石川縣 區二第 阪吉 井田 郡郡 一 人	石川縣 區一第 大足 野羽 郡郡 一 人	石川縣 區四第 雄平仙 勝鹿北 郡郡郡 二 人
富山縣 區三第 射 水郡 一 人	富山縣 區二第 下新川 郡 一 人	富山縣 區一第 婦上新川 負郡 二 人	富山縣 區四第 珠鳳 洲至 郡郡 一 人	富山縣 區三第 鹿羽河 島咋北 郡郡郡 二 人	富山縣 區二第 江能 沼美 郡郡 一 人

香川縣 議員總數五人	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	德島縣 議員總數五人	區三第
	三美	板	麻阿名	海那	勝名		東西日
	好馬	野	植波西	部賀	浦東		牟牟高
	郡郡	郡	郡郡郡	郡郡	郡郡		郡郡郡
	一	一	一	一	一		二
八	八	八	八	八	八	八	
區一第		愛媛縣 議員總數七人	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第
下伊久野風和温	三豐		那多	阿鶴	三寒大	小山香	
浮豫米間早氣泉	野田		珂度	野足	木川內	豆田川	
郡郡郡郡郡郡	郡郡		郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡郡	
二	一		一	一	一	一	
八	八	八	八	八	八	八	
區一第	高知縣 議員總數四人	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	
長土		北南	東西	宇新	上喜	周桑越	
岡佐		宇宇	宇宇	摩居	浮多	布村智	
郡郡		和和	和和	郡郡	穴郡	郡郡郡	
一		一	一	一	一	一	
八	八	八	八	八	八	八	

廣島縣 議員總數十八	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	區七第	
	加	三三	山高	沼高	佐		安廣
	茂	谿次田	縣宮田	伯	藝島		久久英吉勝勝
	郡	郡郡郡	郡郡郡	郡	郡區		米米田野南北
	一	一	一	一	二		南北
八	八	八	八	八	八	八	
區一第	山口縣 議員總數七人	區九第	區八第	區七第	區六第		
佐厚美吉		惠三奴甲神品	安沼深	世御	豐		
波狹福敷		蘇上可奴石治田	那隈津	羅調	田		
郡郡郡郡		郡郡郡郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡		
二		一	一	一	一		
八	八	八	八	八	八		
區二第	和歌山縣 議員總數五人	區一第	區五第	區四第	區三第	區二第	
那伊		有海名和	大熊都	豐赤	大見河		
賀郡		田部草山	島毛濃	浦間關	津島武		
郡郡		郡郡郡區	郡郡郡	郡區	郡郡		
一		二	二	一	一		
八	八	八	八	八	八		

區四第 下益城郡 一八	區三第 阿合山 蘇志池本鹿 郡郡郡郡郡 二八	區二第 玉名郡 一八	區一第 宇託飽熊 土麻田本 郡郡郡區 二八	熊本縣 議員總數八人	區三第 藤梓津島郡 一八	區二第 西東松浦郡 一八	
區一第 馭熊北谿 大隅郡 一八	鹿兒島縣 議員總數七人	區三第 西東白杵郡 一八	區二第 東西北諸縣郡 一八	區一第 兒南北湯那珂郡 一八	宮崎縣 議員總數三人	區六第 天草郡 一八	區五第 球章八磨北代郡 一八
區七第 大島郡 一八	區六第 東肝南南 贈屬大諸伊 啗郡郡郡郡 一八	區五第 西北桑始菱 原長刈島郡 郡郡郡郡 一八	區四第 薩南出高伊 摩佐水城郡 郡郡郡郡 一八	區三第 阿日多置郡 一八	區二第 川穎搗給邊 娃宿黎郡 郡郡郡郡 一八		

區三第 穗嘉軟遠 波麻手賀 郡郡郡郡 一八	區二第 夜下上席御 須座座田笠珂 郡郡郡郡郡 二八	區一第 早志怡福 良摩土岡 郡郡郡區 一八	福岡縣 議員總數九人	區三第 安香吾高 郡郡郡郡 一八	區二第 川岡多 郡郡郡 二八	
區一第 大分郡 一八	大分縣 議員總數六人	區八第 上築仲京 毛城津郡 郡郡郡郡 一八	區七第 田企川救 郡郡 一八	區六第 三山池門 郡郡 一八	區五第 下上三妻 妻瀨郡郡 一八	區四第 竹生山御 野葉本原井 郡郡郡郡郡 一八
區一第 三養基小神 根父肆城崎 郡郡郡郡郡 二八	佐賀縣 議員總數四人	區六第 宇下佐毛 郡郡 一八	區五第 東西國東 郡郡 一八	區四第 日玖速田珠 見郡郡 一八	區三第 直大入野 郡郡 一八	區二第 南海海部 郡郡 一八

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 逓信大臣 伯爵榎本武揚

法律第四號

會計法

第一章 總則

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月三十日マテニ悉皆完

結スヘシ

第二條 租税及其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ總豫

算ニ編入スヘシ

第三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツ

ルコトヲ得ス

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノ、外特別ノ資金ヲ有スルコ

トヲ得ス

第二章 豫算

第五條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第六條 歳入歳出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ

區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省ノ豫定經費要求書但シ各項目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二 其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歳入歳出現計書

第七條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第九條 毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第三章 收入

第十條 租稅及其ノ他ノ歲入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ

法律命令ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅ヲ徵收シ又ハ其ノ他ノ歲入

ヲ收納スルコトヲ得ス

第四章 支出

第十一條 每會計年度ニ於テ政府ノ經費ニ充ツル所ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ

之ヲ支辨スヘシ

第十二條 國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼

此流用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十三條 國務大臣ハ其ノ所管定額ヲ使用スル爲ニ國庫ニ向ヒテ仕拂命令ヲ發スヘ

シ但シ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ他ノ官吏ニ委任シテ仕拂命令ヲ發セシムルコト

ヲ得

第十四條 國庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレ

ハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

左ノ諸項ノ經費ニ限リ國務大臣ハ主任ノ官吏ニ委任シ又ハ政府ノ命シタル銀行ニ

委任シテ現金支拂ヲ爲サシムル爲ニ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第一 國債ノ元利拂

第二 軍隊軍艦及官船ニ屬スル經費

第三 在外各廳ノ經費

第四 前項ノ外總テ外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第五 運輸通信ノ不便ナル内國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第六 廳中常用雜費ニシテ一箇年ノ總費額五百圓ニ滿タサルモノ

第七 場所ノ一定セサル事務所ノ經費
第八 各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費但シ一主任官ニ付二千圓マテヲ限
ル

第五章 決算

第十六條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算ハ總豫算ト
同一ノ様式ヲ用井左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歳入額

收入濟歳入額

收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令濟歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條ノ總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府ノ負債ニシテ其ノ仕拂フヘキ年度經過後滿五箇年内ニ債主ヨリ支出
ノ請求若ハ仕拂ノ請求ヲ爲サルモノハ期滿免除トシテ政府ハ其ノ義務ヲ免ル、
モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各、其ノ定ムル
所ニ依ル

第十九條 政府ニ納ムヘキ金額ニシテ其ノ納ムヘキ年度經過後滿五箇年内ニ上納ノ
告知ヲ受ケサルモノハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除
ノ期限ヲ定メタルモノハ各、其ノ定ムル所ニ依ル

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第二十條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十一條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事又ハ製造ニ
シテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ事業ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリ

シモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十二條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

第二十三條 誤拂過渡トナリタル金額ノ返納出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入及其ノ他一切豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ法律勅令ニ依リ前金渡概算繰替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケル返納金ハ各之ヲ仕拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ル、コトヲ得

第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

第二十四條 法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ハ總テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス隨意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第一 一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

第二 政府ノ所爲ヲ秘密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

第三 非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競争ニ付スル暇ナキトキ

第四 特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生産製造ノ場所又ハ生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

第五 特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカラスル製造品及機械ヲ買入ル、トキ

第六 土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限アル場合

第七 五百圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八 見積價格二百圓ヲ超エサル動産ヲ賣拂フトキ

第九 軍艦ヲ買入ル、トキ

第十 軍馬ヲ買入ル、トキ

第十一 試験ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ル、トキ

第十二 慈善ノ爲ニ設立セル教育所ノ貧民ヲ備役シ及其ノ生産又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ

第十三 囚徒ヲ備役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ及政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生産又ハ製造物品ヲ買入ル、トキ

第十四 政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈善教育ニ係ル各所ノ生産製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣拂フトキ

第二十五條 軍艦兵器彈藥ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂ヲ爲スコト
ヲ得ス

第九章 出納官吏

第二十六條 政府ニ屬スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品
ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

第二十七條 前條ノ官吏水火盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若
ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカラサリシ事實ヲ會計
檢査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負擔ノ責ヲ免ル、コトヲ
得ス

第二十八條 現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保證金ヲ納メシムルコトヲ要スル
モノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條 仕拂命令ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十章 雜則

第三十條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スル
コトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十一條 政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第十一章 附則

第三十二條 本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明治二十三年四月一日ヨリ施
行シ其ノ關涉スルモノハ帝國議會開會ノ時ヨリ施行ス

決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計ヨリ施行ス

第三十三條 本法ノ條項ト牴觸スル法令ハ各其ノ條項施行ノ日ヨリ廢止ス

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ
實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義

大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
 陸軍大臣 伯爵大山巖
 文部大臣 子爵森有禮
 遞信大臣 子爵榎本武揚

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各、其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者

四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者

五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス

第三條 公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシ

第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歳ニ達シ各、其ノ同爵ノ選ニ當リタル

者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ數ハ伯子男爵各、總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス

第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ

第六條 各府縣ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニシテ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルコトヲ得ス

第八條 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ華族ノ特權ニ關ル條規ヲ議決ス

第九條 貴族院ハ其ノ議員ノ資格及選舉ニ關ル爭訟ヲ判決ス其ノ判決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ

第十條 議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ勅命ヲ以テ之ヲ除名スヘシ

貴族院ニ於テ懲罰ニ由リ除名スヘキ者ハ議長ヨリ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ
除名セラレタル議員ハ更ニ勅許アルニ非サレハ再ヒ議員トナルコトヲ得ス

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ七箇年ノ任期ヲ以テ勅任セラレヘシ

被選議員ニシテ議長又ハ副議長ノ任命ヲ受ケタルトキハ議員ノ任期間其ノ職ニ就
クヘシ

次

第十二條 此ノ勅令ニ定ムルモノ、外ハ總テ議院法ノ條規ニ依ル

第十三條 將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシ

跋

政治ハ法ヲ要スル歟、人ヲ要スル歟、政治ハ法ヲ要シ、人
ヲ要シ、又法ヲ知りタル人ヲ要ス、法ヲ要シ、人ヲ要スル
度ニ深淺厚薄アルハ、唯其レ政治ノ種類ニ因ルカ、立憲
政治ノ人ヲ要スルハ、其ノ法ヲ要スルニ及バサル者ア
リ、專制政治ノ人ヲ要スルハ、其ノ法ヲ要スルニ過サル
者アリ、歐羅巴亞米利加ノ政治ハ、概テ立憲政治ナルカ
故ニ、其ノ人ヲ要スルヲ法ヲ要スルニ及カサル者アリ、
亞細亞阿非利加ノ政治ハ、概テ專制政治ナルカ故ニ、其
ノ人ヲ要スルヲ法ヲ要スルニ過サル者アルナリ、我々
三千九百余萬ノ兄弟姊妹カ棲息スル所ノ日本ハ、亞細
亞ニ國スト雖モ、今ヤ將ニ立憲政治ノ惠澤ニ浴セント



シテ其ノ憲法ハ、既ニ去ル十一日ヲ以テ發布セラレタ
リ、堯舜出ツレハ、民其ノ仁政ヲ樂ミ、桀紂出ツレハ、民其
ノ暴政ニ苦ム、區域ヲ脱シテ、桀紂出ツルモ、民其ノ暴政
ニ苦マス、堯舜出ツルモ、民其ノ仁政ヲ樂マサル境界ニ
入ラントス、人ヲ要スルヨリハ、寧ロ法ヲ要スル政治ヲ
受ケントス、殊ニ、法ヲ知りタル人ヲ要スル立憲政治ヲ
享ケントス、而シテ人ヲシテ、法ヲ知ラシメント欲セハ、
之ニ適スル書ヲカルベカラス、近頃友人丸山名政氏憲
法論ヲ著シテ、予ニ跋ヲ徵ス、予未タ其ノ書ヲ讀マスト
雖、既ニ其ノ人ヲ知ル、蓋シ人ヲシテ、法ヲ知ラシムルニ
適スヘキ亦知ルヘキノミ

明治二十二年二月

波多野傳三郎誌

明治廿二年二月廿七日印刷

定價金三十五錢

同 廿二年二月廿八日出版

著者

長野縣士族

丸山名政

東京京橋區本八町堀三丁目五番地寄留

發行者

東京府士族

喜多島喜三郎

全本鄉區本鄉壹丁目七番地

印刷者

藏田仙之助

京橋區元數寄屋町四丁目二番地

發兌書肆

尙成堂

全本鄉區本鄉一丁目七番地

賣捌

博文堂

全京橋區三十間堀二丁目



77 P49

發 堂 成 司
山 齋

警保局長清浦奎吾君 內務參事官宇川盛三郎君序文

獨逸ハ―ヘ―氏著 小河滋次郎君譯 監獄管理法 全一冊 定價金六拾錢

獨逸勝侯英吉郎先生校閱 瀧得三先生譯解 第一讀本獨學自在 全一冊 定價金四拾錢

トドホン 柴田清亮先生譯 柴田達之介先生校 幾何學 全一冊 定價金五拾錢

長澤龜之助 宮田耀之助譯 代數學 三版 全一冊 定價金壹圓廿五錢

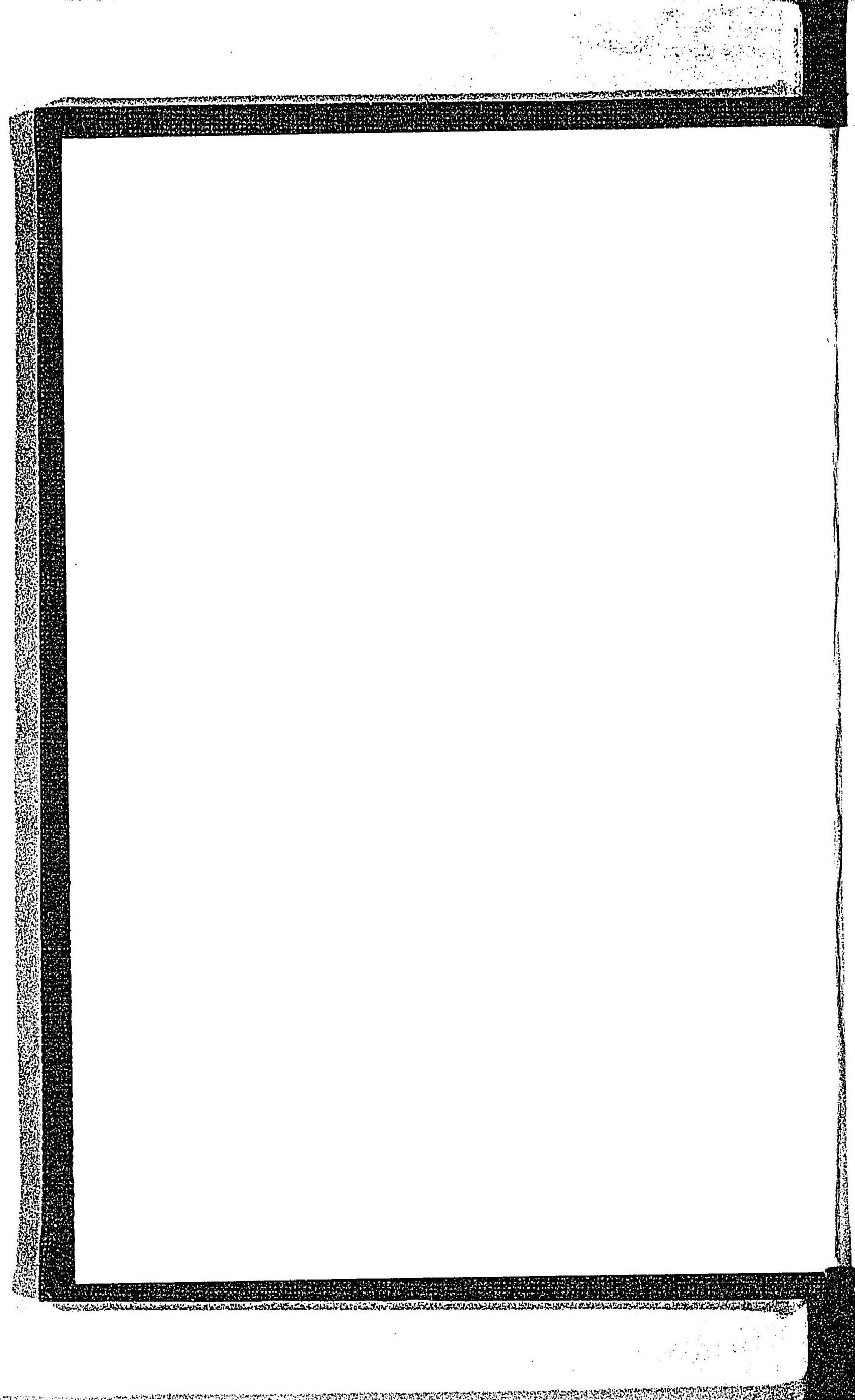
英國ウーリツチ 陸軍校數學試驗問題集 全一冊 定價金一圓

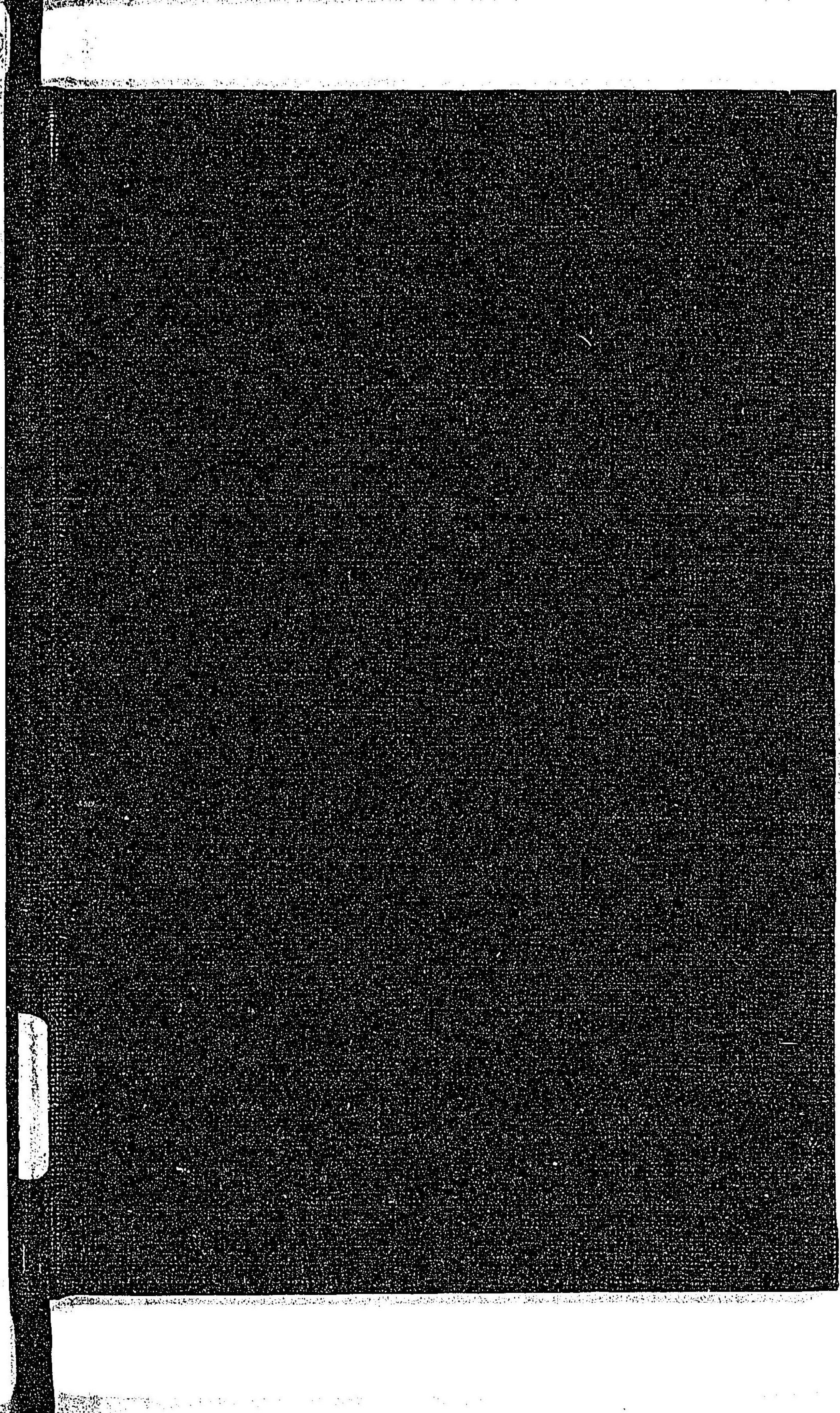
大平春嶽公題辭 春洞西川元讓先生書 隸書千字文 全一冊 定價金四拾七錢

何禮之君序 中井豐亨君纂評 正續文章軌範讀本 全二冊 定價金五拾五錢

島田三郎君序 荒井泰治君著 立憲國政治攬要 全一冊 定價金壹圓

西泰





2320
100

031534-000-0

特14-105

憲法論

丸山 名政/著

M22

BBE-0134



